

添付資料

資料 1	検討事項の具体的なイメージ提示のために用いた案件	90
------	--------------------------------	----

資料 1 検討事項の具体的なイメージ提示のために用いた案件

研究会成果の実務面での運用を容易にするため、既存及び実施中の個別案件を事例として検討し、その結果を反映した具体的なイメージを提示した。

具体的なイメージの提示には、表-1(1)に示す JICA 案件及び表-1(2)に示す WB 案件を用いた。

表-1(1) 具体的なイメージの提示に用いた JICA 案件

No.	案件名	案件区分	調査期間	備考
1	キルギス国 イシククリ地域総合開発計画調査	地域総合開発 M/P	2003.11～2006.2	現在実施中の案件
2	カンボジア国 第二メコン架橋建設計画調査	F/S	2004.4～2005.11	
3	ヴェトナム国 タインチ橋建設計画	F/S	1997.7～2001.3	ガイドライン改定委員会で提示された案件
4	コスタ・リカ国 テンピスケ河中流域農業総合開発計画	F/S	2000.10～2002.12	
5	ラオス国 ナムニアップ水力発電開発計画	F/S	1998.6～2002.11	

表-1(2) 具体的なイメージの提示に用いた WB 案件

No.	案件名	理事会承認年月日
WB-1	インドネシア国 水資源セクター構造調整貸付	2004.12.31
WB-2	フィリピン国 国道改良 APL ローン-Phase I	2004.6.30
WB-3	インドネシア国バリ都市インフラプログラム	2004.6.30
WB-4	アルゼンチン国洪水防御プロジェクト	2004.12.31
WB-5	エチオピア国道路セクター開発プログラム2	2004.6.30
WB-6	タイ国 EGAT 電力投資プログラム支援プロジェクト	N.A.
WB-7	インド国グジュラート州高速道路2	2005.12.31
WB-8	インド国流域管理プロジェクト	2005.3.31

これらの案件と各検討事項の関係は、表-2 に示すとおりである。JICA 案件は、主に実施中の2案件を用い、「カテゴリ分類の実務」「代替案の検討方法」「ステークホルダー協議のあり方」については、既存の JICA 案件により補足した。WB 案件は、「M/P における SEA の適用」「代替案の検討方法」「ステークホルダー協議のあり方」で、表-1 に示した JICA 案件では具体的なイメージの提示が困難な検討事項に用いた。

表-2(1) 検討事項の具体的なイメージ提示のために用いた案件（JICA 案件）

案件名	実施中の案件		過去の案件		
	1. キルギス国 イシククリ 地域総合開発計画調査	2. カンボジア国 第二メコン 架橋建設計画調査	3. ヴィエトナム国 タインチ橋建設計画	4. コスタ・リカ国 テンピスケ河中流域 農業総合開発計画	5. ラオス国 ナムニアップ水力発電 開発計画
案件のタイプ	地域総合開発計画 M/P	コアプロジェクトを対象とした拠点開発型 セクター開発計画 M/P	F/S	F/S	F/S
案件の特徴	・観光資源の豊富なイシククリ地域に対する包括的な開発のあり方について検討を行う地域総合開発計画の策定に係る調査。	・国際的にも重要な国道 1 号線ルート上の Neak Loeung 渡河部に対する橋梁建設の要請を踏まえた地域開発計画の策定に係る調査。	・架橋計画について 3 つの代替案を提示。	・水源開発に係り、ダム開発案、ポンプ場建設案、地下水利用案等、水源開発に係る 8 代替案を検討。 ・代替案選択に際し公聴会を実施	・大規模ダム案と中規模ダム案の 2 代替案を検討。 ・調査中、中央公聴会、現地公聴会をそれぞれ 6 回実施。
1. M/P における SEA の取組み					
(1)SEA における上位段階の解釈	--	--	--	--	--
(2)SEA 達成事項	環境負荷分析の開発/政策フレームの反映	△	×	×	×
(3)Policy の取扱い	開発/政策フレームと相手国ポリシーの関係	△	×	×	×
(4)WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画アセスとの関係	--	--	--	--	--
(5)SEA 実施コストの許容範囲	要員計画による検討	要員計画による検討	×	×	×
2. カテゴリ分類の実務					
(1)影響の大小の定義、計測方法	--	--	--	--	--
(2)不確実性の尺度	△	事前調査、S/W 調査の内容	×	環境担当団員を 2 名配置	×
(3)参照基準の項目	--	--	--	--	--
(4)社会環境の組入れ	--	--	--	--	--
(5)地球環境の取扱い	--	--	--	--	--
3. 代替案の検討方法					
(1)代替案の検討条件と代替案数の目安	○	○	新規橋梁建設（2 案）及び 既存橋梁拡幅（1 案）	大規模ダム 3 案、頭首工 2 案、ポンプ場 2 案、地下水利用案の計 8 代替案	大規模ダム案と中規模ダム案の 2 代替案
(2)調査段階別の項目、考え方、検討方法	○	○	経済性、便益、用地取得の難易度、 社会環境影響等を総合的に検討	経済性及び環境影響を検討	貯水池容量、ダム構造、設備容量、 経済・財務評価、住民移転の影響
(3)比較方法、評価軸の選定	○	○	△	△	ラオス人有識者を中心とする環境評価 委員を設立し、助言を反映
(4)評価軸の重み付け	△	△	△	△	環境社会影響では住民移転の 被影響世帯数を重視
(5)不確実性の高い項目の取り扱い	△	△	△	×	×
(6)プロジェクトを実施しない案の検討方法	△	△	△	×	×
(7)環境の経済評価	△	△	△	△	△
(8)環境コストと社会コストの整理と検討方法	△	△	△	△	△
(9)環境コストの相場観	△	△	△	△	△
(10)St/C の機能と効果、構成メンバー	○	○	○	○	○
4. ステークホルダーとの協議のあり方					
(1)ステークホルダーの範囲	○	○	×	地域住民	関連機関、地域住民、国際機関、NGO、 投資関係者
(2)協議のテーマ、内容	○	○	×	代替案の検討 (ポンプ場案及び地下水利用案)	用地取得及び住民移転に係る補償内 容、少数民族への配慮、事業実施後の 環境対策、生計回復手法
(3)相手国負担事項	○	○	×	○	○
(4)協議の適切さの判断基準	△	△	×	現地の地方行政当局は、所定の手続き で補償交渉を行い住民の 8 割程度の合 意が得られれば良い、との見解	△
(5)St/C の機能と効果、構成メンバー	○	○	×	○	○
5. 相手国の意思決定プロセス					
(1)相手国の意思決定プロセスへの関与	○	○	住民移転行動計画の提案	要請当初は大規模ダム案が想定されて いたことから、海外からの資金調達 が想定されていたが、事業内容がポン プ場中心となったため、自国資金での 事業実施も可能と判断され、コスタ・リ カ政府が予算を準備中。	ラオス国の電力のタイ国への輸出可能 性に係る提言

注：○：具体的なイメージの提示が可能、△：内容の確認作業を継続中、×：具体的なイメージの提示は困難

表-2(2) 検討事項の具体的なイメージ提示のために用いた案件 (WB 案件)

案件名	WB-1. インドネシア国 水資源セクター 構造調整貸付	WB-2. フィリピン国 国道改良 APL ローン-Phase I	WB-3. インドネシア国 バリ都市インフラ プログラム	WB-4. アルゼンチン国 洪水防御 プロジェクト	WB-5. エチオピア国 道路セクター開発 プログラム2	WB-6. タイ国 EGAT 電力投資プログラム 支援プロジェクト	WB-7. インド国 グジュラート州 高速道路2	WB-8. インド国 流域管理 プロジェクト
コンポーネント	①水管理政策、法令整備 ②流域管理組織設立 ③地域水質管理の 規制制度準備 ④農民組織管理による 灌漑区域効率改善	①道路改良 8路線 (532km) ②予防的保守 ③保守のパフォーマンス改良 ④保守組織の管理改善	①都市インフラ投資 水供給、都市道路、 排水洪水対策、 廃棄物、衛生、 市場・駐車場改良 ②都市インフラへの民間参加 ③文化遺産保全 ④TA およびトレーニング	①構造物対策 ②非構造物対策 新制度の開発 民間防衛 早期洪水警戒システム プロジェクト実施管理	①道路 Upgrade/リハビリ (3区間、593km) ②道路新設 (1区間 119.7km) ③道路の Upgrade (1区間、135km) ④C/S (①~③) ⑤保守に係るサポート ⑥民間委託の能力強化 ⑦ステージ3の準備	①Krabi Thermai 1(300MW) ② Ratchaburi Thermal unit1/2 (2X700MW) ③ Rachaburi C/C Block 1, 2, 3(3X600MW) ④送電線 (500KV) ⑤バンコク首都圏供給 ⑥EGAT-TNB ステージ2 ⑦送電システム ⑧EGAT 発電部門の民営化 ⑨セクター規制政策 ⑩EGAT 環境管理機能強化	①高速道路の拡幅 (800-900km) ②土地収用と移転費用 ③定期的保守 (1000km) ④設計管理 ⑤制度強化 ⑥投資前調査	①流域保全 流域管理 家畜飼料開発 村落インフラ開発 ②制度強化 政策改革 人的資源開発 受益者の能力強化 収入向上策 情報管理とM&E 対象エリア: 520733ha 5州 75 支流域
1. M/P における SEA の取組み								
(1)SEA における上位段階の解釈	--	--	--	--	--	--	--	--
(2)SEA 達成事項	Sectoral EA	Sectoral EA	Regional EA Sectoral EA	Regional EA	Sectoral EA	Sectoral EA	Sectoral EA	Regional EA
(3)Policy の取扱い	Policy	Plan	Plan	Plan	Program	Program	Program	Program
(4)WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画 アセスとの関係	--	--	--	--	--	--	--	--
(5)SEA 実施コストの許容範囲	×	×	×	×	×	×	×	×
2. カテゴリ分類の実務								
(1)影響の大小の定義、計測方法	--	--	--	--	--	--	--	--
(2)不確実性の尺度	×	×	×	×	×	×	×	×
(3)参照基準の項目	--	--	--	--	--	--	--	--
(4)社会環境の組入れ	--	--	--	--	--	--	--	--
(5)地球環境の取扱い	--	--	--	--	--	--	--	--
3. 代替案の検討方法								
(1)代替案の検討条件と代替案数の目安	2 (プロジェクトを実施した 場合と実施しない場合)	記載なし	×	2 (流域管理に関わる立法)	×	YES	2	2
(2)調査段階別の項目、考え方、検討方法	プロジェクトを実施しない 場合の問題点について、プロ ジェクトを実施した場合に どのような正/負の影響およ び正味のインパクトがある かを定性的に記載。	必要最小限の幅の土地収用 Surigao-Davao Rd: : 40m→ 10m Halsema HWY: 15m→11m	×	1. 州政府と中央政府の協定 2. 個々の州法により規定	×	技術選択、立地場所、燃料の 種類と輸送、石膏の廃棄方 法、石灰岩の供給、など	環境・社会的影響が大きいと 判定された 2 ハイウエーに ついて、迂回路を検討	プロジェクトを実施した場合と 実施しなかった場合とで、デ ルファイ法での点数化した 値がどの程度変化するかを 比較。
(3)比較方法、評価軸の選定	○	○	×	○	×	○	○	○
(4)評価軸の重み付け	△	△	×	△	×	△	△	△
(5)不確実性の高い項目の取り扱い	△	△	×	△	×	△	△	△
(6)プロジェクトを実施しない案の検討方法	○	△	×	△	×	△	△	○
(7)環境の経済評価	△	△	×	△	×	△	△	△
(8)環境コストと社会コストの整理と検討方法	△	△	×	△	×	△	△	△
(9)環境コストの相場観	△	△	×	△	×	△	△	△
(10) St/C の機能と効果、構成メンバー	×	×	×	×	×	×	×	×
4. ステークホルダーとの協議のあり方								
(1)ステークホルダーの範囲	コンサルテーション会議 参加者	PAP	コンサルテーション会議 参加者	セミナー参加者 中央政府、地方政府、 NGO	PAP (1257km、7417 人)	地元の行政機関 Subdistrict の女性グループ 教師の会合	PAP (326 人) 事業者、農業者、不法居住者 不可触賤民、土地無農民	自助グループ 村落開発委員会
(2)協議のテーマ、内容	1. 水管理組合の管理方法 2. 土地取得	1. プロジェクトの概要 2 移転政策についての説明 3RAP のためのセンサス及び ベースライン調査	Umbrella EA 概要版について のコメント	1. 緊急避難用シェルターの設置 2. 自宅建設について 3. 早期洪水警戒システムの O&M 4 土地利用規制強化について	1. AP のリストアップ 2. カットオフデータの伝達 3. 移転の土地提供を補償 4. 移転費用の支払いの担保 5. 自治体が移転をモニター 6 脆弱グループに自治体が特 別サポートを行う	1. 地元の意見、ニーズ、問 題点、の聴取 2. 代替案の議論(立地につい て)	1. 事前に場日時・場所、地図 を添付 2. 実施体制についての説明 3. プロジェクトの意義 4. 補償政策についての説明 5. 質疑応答、 6. Focus Group 討議	×
(3)相手国負担事項	△	△	△	△	△	△	△	△
(4)協議の適切さの判断基準	△	△	△	△	△	△	△	△
(5)St/C の機能と効果、構成メンバー	×	×	×	×	×	×	×	×
5. 相手国の意思決定プロセス								
(1)相手国の意思決定プロセスへの関与	SAL	APL	SIL	SIL	APL (IDA-grant)	×	SIL	SIL

注: ○: 具体的なイメージの提示が可能、 △: 内容の確認作業を継続中、 ×: 具体的なイメージの提示は困難

添付資料

資料 2 研究会議事録

資料 2-1	第 1 回研究会議事録	93
資料 2-2	第 2 回研究会議事録	100
資料 2-3	第 3 回研究会議事録	109
資料 2-4	第 4 回研究会議事録	120
資料 2-5	第 5 回研究会議事録	138

資料 2-1 第1回研究会議事録

【日時】：平成16年3月29日

【場所】：JICA 11A 会議室

【出席者】：別紙

【議事】

1. 挨拶、研究会の概要説明
2. 委員紹介
3. 検討事項の説明と意見交換
4. 検討事項の整理
5. 第2回研究会への課題

【検討事項の説明と意見交換】

(原科委員長)

- ・ 事務局より①マスタープランにおける戦略的環境アセスメントの適用、②代替案の検討方法、③カテゴリー分類の実務、を主な検討事項としたいという提案があった。この3事項で良いかを含め、議論頂きたい。

(松本委員)

- ・ 役務提供の公示文書ではJICA職員向けガイドブック(マニュアル)が成果物となっているようだが、どのようなものを研究会の成果物とするのかについて明確にしてもらいたい。
- ・ 世銀は職員が遭遇した問題に基づき、Environmental Assessment Source BookのUpdateという形で改定し続けている。またIFCでも特に社会配慮面について、Good Practice Noteという形で公開している。国際機関ではこのような積重ねの上で実施している。今回の研究会でどのような成果物を求めているのかにもよるが、4回の検討では不十分ではないかと思われる。

(事務局：中村課長)

- ・ JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、新ガイドラインという)使用時において、JICA 職員およびコンサルタントの参考となり、かつ共有化できるような成果物を想定している。
- ・ 実務を行う上で問題となる論点及びそれに対する方針・考え方が明確になれば良い。今回の研究会で十分な結論が出なかった事項に関しては、継続的検討を提言して頂きたい。
- ・ 研究会の成果は原則公開する資料として作成する。しかし、カテゴリー分類の検討内容などについては一部、公開を控えることも有り得る。例えば世銀では100人以上の非自発的移転の場合に大規模と判断していると承知しているが、具体的分類基準などがそのまま公開されることにより、かえって環境社会配慮の成果を損なう場合も考えられるからである。

(原科委員長)

- ・ 新ガイドラインは2004年4月からの施行開始という制約もあり、それほど時間をかけられないという事情がある。本研究会の期限である2004年7月の段階でできる限りのものを作り、それをその後改訂していくことで良いと思う。以下、個人的な意見を述べる。
- ・ 検討項目の順序はもう少し検討した方がよい。(p4に具体的に記述した。議事録作成者注)

- ・ カテゴリー分類の問題は、環境社会配慮の内容設定だけではなく、案件採択に関する JICA の審査という視点があることに留意する必要がある。
- ・ 「環境コスト評価のあり方」は「代替案の検討方法」に含めた方がよい。

(長谷川委員)

- ・ これまでは既存ガイドライン(以下、旧ガイドラインという)に沿って実務が行われてきたと理解する。これら新旧ガイドラインの関係や相違点をベースにして議論する方法がある。旧ガイドライン運用に伴う問題点を明らかにし、これまでの実務と異なる点を検討事項として研究会を進めてはどうか。

(原科委員長)

- ・ 旧ガイドラインの扱いはどのようにするのか？

(JICA 環境女性課：上条課長代理)

- ・ 旧ガイドラインは JICA 職員の参考資料扱いであり、事前調査時におけるスクリーニング/スコーピングに用いられてきた。これを、全く使わないということではなく、使える部分は利用してもよいと考えている。ただし、旧ガイドラインにはカテゴリー分類は入っていない。

(田中委員)

- ・ 旧ガイドラインは 10 年くらい前に事前調査用として作成された。その後の状況変化によって、実態に合わなくなっている部分も出てきている。一方、相手国側との合同スコーピングについては旧ガイドラインで提案していたが、実際には行われてこなかったという事もある。合同スコーピングについては新ガイドラインで明確に規定してあるため、今後実施しなくてはならないことになる。

(山田委員)

- ・ 開発調査は先方政府(カウンターパート機関)の意思決定を支援するものと理解している。事業実施主体はあくまでも先方政府であるが、相手国の意思決定プロセスにどうかかわっていくかが重要である。
- ・ 失敗している例として、相手国の意思決定プロセスを無視して開発調査を行っている場合が多い。環境社会配慮調査を通じて先方政府の意思決定プロセスに関わることにより、開発調査の事業化率の向上にも貢献すると思われる。

(原科委員長)

- ・ 先方政府の意思決定プロセスへの関与という点は重要である。これは、別途検討項目として立てた方が良いか議論頂きたい。

(松本委員)

- ・ 配布された「基礎研究会における論点と具体的検討事項」というペーパーには、環境社会配慮ガイドラインの内容の明確化を求めている事項と、知見を持ち寄ってどのように対応していくべきかという議論事項とが混在している。事項によっては、議論はできるが、まとまった成果として出せないという場合もある。研究会にどのような成果物(アウトプット)を求めているのかをもっと明確にすべきである。

(事務局：中村課長)

- ・ 研究会での議論、事例研究を通じて、論点の明確化や実務反映のためのイメージを持ちたいと考えている。完全な成果を出すのは難しいと思うので、その時点における考え方や方向性が出るだけでも良い。
- ・ また、実務的にどのように行っていくべきかということも議論して頂きたい。例示があれば解り易いので、具体的な事例を題材として実務への反映方法などを分析し、利用者の利便を向上させたい。

(田中委員)

- ・ 例えば、ステークホルダーが誰なのか等、具体的に解るような成果が欲しい。

(原科委員長)

- ・ 環境社会配慮ガイドラインの反映に関する大局的な方向性、実務マニュアルの流れと留意項目、などが研究会の成果として考えられる。

(事務局：中村課長)

- ・ マスタープラン(M/P)といっても港湾セクターの政策に関わるようなものから、特定地点の港湾の開発(F/Sに近いような案件)まで様々である。従って、代替案にしても各々異なるものと予想され、これらを整理していくことも重要と考えている。

(田中委員)

- ・ M/P のステークホルダー協議における対象者の想定やスタディの熟度との関連などについて、実務上よくわからない点がある。また、JICA 事前調査時の S/W や TOR 作成時での検討・記載方法についても議論されるべきである。

(ECFA 会員：日本テクノ：新島)

- ・ 検討事項にスコーピングが抜けている。また、「代替案の検討方法」と「ステークホルダーとの協議のあり方」についても、具体的にどの段階でどの程度まで検討するかという点を明確にすべきである。

(原科委員長)

- ・ スコーピングは特に代替案の検討で重要となる。しかし、日本の方法書でもこの点の考え方が未だ浸透していない。スコーピングは「代替案の検討方法」の項目に含めてよいか、別項目として立てるか、議論頂きたい。(これについて特に意見が無かったので、「代替案の検討方法」に含めるものとする。議事録作成者注)

(村山委員)

- ・ 「環境コスト評価のあり方」については貨幣価値のみにとらわれず、広く「環境影響・社会影響の評価のあり方・方法」とした方がよい。

(事務局：中村課長)

- ・ この事項の趣旨は、本来なら負担すべきあったコストを事業実施者が負担しなかったために影響や被害が大きくなることを考慮したものである。できるだけ解り易く整理したいと考えている。

(ECFA 会員：日本テクノ：新島)

- ・ 事例研究をしすぎると一般化しにくいという問題がある。代替案についても事例数が問題なのではない。本質を見落とさない事が大切である。

(原科委員長)

- ・ 成果イメージとしては、案件を運営する際のプロセスの紹介と具体的事例の検討となる。新ガイドラインの2004年4月施行を目途とした第1版ができ、それが積重ねによって順次改定されていくと考える。
- ・ プロセスの紹介についてはWBやADBなどの事例も参考になる。

【検討事項の整理】

(原科委員長)

- ・ これまでの議論を集約すると以下の5点が論点・検討事項として整理されると思われる。
 - (1)相手国政府の意思決定プロセス
 - (2)マスタープラン(M/P)における戦略的環境アセスメント(SEA)の取組み
 - (3)代替案の検討方法（環境コスト評価、環境・社会影響評価のあり方、スコーピング、を含む）
 - (4)ステークホルダーとの協議のあり方
 - (5)カテゴリー分類の実務
- ・ 戦略的環境アセスメント(SEA)における上位段階の考え方について説明する。通常、政策(Policy)、計画(Plan/Program)、事業(Project)に分けて考える。Policyは方針をきめること、計画は個別事業の枠組みを決める段階である。計画にはさらに基本計画(Plan)と整備計画(Program)に分かれる。このような考え方がIAIA(International Association of Impact Assessment)でも一般的である。
- ・ SEAの役割をODA分野について言えば、将来の計画への貢献であり、意思決定プロセスとの整合性が必要である。その上で合理的な代替案検討とステークホルダー協議が重要となる。

(JICA企画・評価部：富本次長)

- ・ SEAは重要なコンセプトであると認識している。
- ・ M/PではセクターM/Pよりも地域M/Pを重視している。これまでは他省庁との関係もあって、セクターM/Pが重視されてきた。しかし、今後はJICA理事長の意向もあり、地域の受益者の観点から見ていくことが大切と認識をしている。特に、地域にフォーカスをあてたマルチセクターの開発計画が重要である。
- ・ この観点から地域に着目し、例えば環境にセンシティブな地域や、少数民族の居住地域への配慮などVulnerable Groupから出発し、アセスメント・マッピングをするようなことも考えている。
- ・ 開発コンサルタントも従来のセクターM/Pから地域M/Pへの発想の転換が望まれる。

(原科委員長)

- ・ セクターEAの方は特定分野の政策につながりやすく、他方、地域EAは総合的アプローチが必要となる。よって、計画の段階でやや意思決定のレベルが異なると理解している。人々のニーズに基づく観点から言えば、地域に着目することが有効となる。
- ・ イギリスではカウンティレベルでのSEA事例(Structural Plan)が参考になる。これは地域総合開発計画にSEAを義務付けるものであり、セクターの縦系に対して横系の関係にあ

る。

- ・ 地域 M/P は総合性を有するということから、日本の ODA のスタンスともかかわってくる。
- ・ いずれにしても共通概念は Sustainability であり、貧困や人間の安全保障も考慮する必要がある。JICA 理事長もそのような考え方であると認識している。

(ECFA 高梨委員)

- ・ 富本委員から“コンサルタントも発想の転換を”という話があったが、開発調査実施時における JICA の狙いを明確にしてもらいたい。その意味で TOR の検討が必要である。
- ・ SEA を実施する場合においても TOR をどうするかという問題がある。以前 ECFA で実施した TOR と S/W の勉強会において、JICA の業務指示書を 20 例程度分析したことがある。それによると、きめ細かく指示があるものから、簡易で大雑把なものまで様々であった。SEA については、極端な場合「SEA をすること」としか記載されていないものもあった。
- ・ 地域 M/P、セクター M/P を問わず、M/P のイメージは様々であろう。SEA を有効な形で取り入れていくためにも、今後の展開のベースとなる様なものを構築することが必要である。フィリピンにおける既存地域総合開発計画などを例に取るなどして、どのようなものを M/P と考えるのかを整理しないと、SEA をどのように取り入れ、活用していくのかの議論ができにくい。
- ・ また、相手国政府のオーナーシップが重要であることは論を待たないが、そのオーナーシップを担保するようなカウンターパート、ステークホルダーの involvement のあり方についても議論が必要である。

(原科委員長)

- ・ ステークホルダーとの協議、参加の要件については、情報公開、情報へのアクセス、参加の場をどのようにして確保するかということも検討すべきである。また、上記要件への圧力に対する対応と配慮の仕方についても議論する必要がある。

(松本委員)

- ・ 本研究会は開発調査を対象とするとのことだが、JICA には他にも無償や技プロがあり、それぞれ個別にこの様な研究会をやっているのは非効率である。この研究会の検討結果が、無償や技プロにも適用されることを、ここで確認したい。

(事務局：中村課長)

- ・ 研究会の事務局である JICA 社会開発調査 1 課は、カテゴリー分類で A と分類される大規模インフラ案件を扱う事が多い。このため、今回事務局業務を行っているが、JICA 全体として新ガイドラインに取り組んでいることを理解願いたい。成果を利用する部署として無償担当部課も想定している。

(JICA 企画・評価部：富本次長)

- ・ TOR については、悩んでいるところである。JICA としては、コンサルタントのノウハウや提案を期待したい気持ちがある。したがって、SEA 等について TOR で決め付けすぎるのも問題と考えている。SEA について、コンサルタントのアイデアや提案を歓迎したい。

【第2回研究会への課題】

(原科委員長)

- ・ 「マスタープラン(M/P)における戦略的環境アセスメント(SEA)の取組み」という点から、議論を始めてよいか参加者からの意見を頂きたい。

(ECFA 高梨委員)

- ・ まず M/P の整理をし、その上で SEA に取組む場合にどのような問題点、課題があるかを洗い出してはどうだろうか。SEA に関する実施可能なスケジュールや人月(M/M)数の増加などを含めた課題については、ECFA の会員企業で検討し、その結果を研究会に出すことも可能である。
- ・ JICA は M/P 案件のリストアップを行う。国別の動向、セクター別の動向などを踏まえた上で、ECFA の会員企業が提出した課題を勘案して代表例をピックアップし、これを事例として相手国の意思決定プロセス、SEA、代替案などの検討をしてはどうか。

(山田委員)

- ・ 相手国の意思決定プロセスの検討に関しては、開発調査の場合、ステアリングコミッティ(St/C)が構成されているはずである。この St/C の機能と効果、構成メンバーとの係わり方、などを整理するとよい。

(村山委員)

- ・ この研究会の検討期間を考えるとマニュアルのようなものの作成は難しい。カテゴリー分類等についても、ミニмумラインを研究会の成果として出すことは難しいと考える。課題の整理と参考例の提示くらいまでではないだろうか。むしろ、こういう良い事例もあった、というものを出示してみてもどうか。外国の事例などで参考となるものがあれば、情報源/事例は出していくことも重要である。
- ・ 代替案については、ある程度コンサルタントの裁量範囲でもあるだろうし、相手国側の事情もある。過去、どこまで実施されてきたのかを調査する意味はある。

(長谷川委員)

- ・ 地域 M/P にせよセクターM/P にせよ、従来の環境社会配慮調査は付け足し位の意味しか持っていなかった。SEA などにおいて累積的環境影響などを検討していくためには、環境社会配慮団員の力量とリーダーシップ（例えば団長あるいは副総括団員とする等）が重要となる。

(田中委員)

- ・ 環境社会配慮ガイドラインはまだ施行前だが、大規模インフラ案件や地域開発 M/P 案件では環境社会配慮団員を評価団員とし、団長に次ぐポジションとして配置している場合もある。
- ・ 過去の事例では適切な環境社会配慮を行っていないものが多いため、事例研究の題材としてあまり適切では無い。実施中の案件で、研究会での議論がその案件にとっても有効でありかつ公開が可能なものであれば、それを利用する方が効果的に議論できると思われる。

(JICA 企画・評価部：富本次長)

- ・ 開発調査案件と無償案件は性格的に異なる。無償案件はすぐに実施に入らなければならない。十分な環境社会配慮ができていないものについては、開発調査や予備調査に差し戻す

ことを考えており、その意味で開発調査は重要と考えている。ただし、実施が決定されている案件については、どこまで遡るのかについての議論が必要である。

- ・ JICA 内部の問題として、無償案件の方がむしろ、新ガイドラインの適用・運用という意味では必要にせまられている。

(JBIC：武藤委員)

本研究会では、JICA と JBIC の違いを反映して、現場で仕事をしているコンサルタントからのインプットが多いと思われ、その点に期待している。

【第2回研究会の日程】

第2回研究会は5月10日（月）14:00－17:30に開催する。開催場所は後日事務局から各委員へ連絡する。

以上

資料 2-2 第2回研究会議事録

【日時】：平成16年5月10日

【場所】：JICA 国際協力総合研究所 400号会議室

【出席者】：別紙

【議事】

1. 今後の研究会の進め方について
2. 第2回研究会検討事項に係るプレゼンテーション（事務局）
 - (1) M/PにおけるSEAの取組み
 - (2) カテゴリー分類の実務に係る課題の整理
3. M/PにおけるSEAの取組みに係る留意事項等のプレゼンテーション（ECFA）
4. 第2回研究会検討事項に係る意見交換
 - (1) M/PにおけるSEAの取組み
 - (2) カテゴリー分類の実務に係る課題の整理

【検討及び意見交換の内容】

1. 今後の研究会の進め方について
 - (1) 第1回研究会で5点の検討事項が提案されたが、事務局より「相手国政府の意思決定プロセス」を「ステークホルダーとの協議のあり方」に含め、検討事項を以下の4点に整理することを提案した。
 - 1) マスタープラン(M/P)における戦略的環境アセスメント(SEA)の取組み
 - 2) カテゴリー分類の実務
 - 3) 代替案の検討方法（環境コスト評価、環境・社会影響評価、スコーピング、を含む）
 - 4) ステークホルダーとの協議のあり方
 - (2) 検討事項の整理について、以下のコメントがあった。
 - 1) （原科委員長）

研究会はそれまでの検討結果を踏まえて進める必要がある。第1回研究会において「意思決定プロセス」についても一項目として取り上げるべきとの提案を受け、討議した経緯があるので事務局の判断で「ステークホルダーとの協議のあり方」に統合してしまうのではなく研究会で意見をきくべきである。
 - (3) 今後の研究対象事例案件を「キルギス国 イシククリ地域総合開発計画調査」及び「カンボジア国 第二メコン架橋建設計画調査」とした。

2. 第2回研究会検討事項に係る意見交換

(1) M/PにおけるSEAの取組み

M/PにおけるSEAの取組みについて、事務局及びECFAよりプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションを踏まえた意見交換の内容は以下のとおり。

1) (原科委員長)

- ・ 国際的にはSEAは既に標準的な概念となっており、国際影響評価学会 (IAIA) でも多くのプレゼンテーションが行われている。今年のIAIA学会 (バンクーバー) でJICA新ガイドラインに係るプレゼンテーションを実施した。特にパブリックコンサルテーションを世銀の2回よりも多い3回と設定している点や、情報公開を行う点が評価された。IAIA学会での主な論点は、①SEA、②パブリックパティシペーション、③社会影響評価 (Social Impact Assessment) であった。
- ・ 過去のJICA開発調査でも、案件によってはSEA的な取組みが行われている部分があると理解する。

2) (国際開発アソシエーツ、蠣崎氏)

- ・ M/Pのみならず、F/SにもSEAを反映することは可能と考える。JICA開発調査「新テグシガルバ空港建設計画F/S」では、空港建設箇所の代替案検討を行ったがこれはSEAに該当すると考える。

3) (片平エンジニアリング、戸田氏)

- ・ SEAの対象がPolicy、Plan、Programであるという整理は標準的な考え方と理解する。
- ・ これまでのM/PはPlanおよびProgram段階のものが多く、これらについてはPolicyの検討を充分に行えない。開発調査でSEAに取組む範囲をPlan及びProgramに限定すると良いのではないか。
- ・ 開発調査はプロジェクトの実施を前提としているものが多い。特に相手国がプロジェクトの実現を強く望んでいる案件は、相手国政府の政策をどのように扱うかが問題となる。仮にゼロ・オプションを採用する場合、相手国への説明をどのように行うか、といった課題がある。
- ・ 文献によってSEAの定義は様々であり、共通の理解が難しい。研究会資料p13のSEA事例の図は分かりやすい。世銀の例にならば、Strategyという単語は用いず、①PolicyレベルでのEA、②PlanレベルでのEA、③ProgramレベルでのEA、とするなど、SEAを別の言葉に置き換えてはどうか

4) (原科委員長)

- ・ SEAは概念上の総称であり、個別具体的にはいろいろなバリエーションがある。開発調査で行われるSEAの対象は、主にPlan及びProgramの段階であろう。
- ・ 国際学会ではPolicy、Plan、Programの3層構造でSEA対象が分類されている。国土交通省の計画体系でいえば、基本構想、基本計画、整備計画があり、おのおのPolicy、

Plan、Program に相当すると考えられる。

- ・ EU では加盟国が SEA 制度を持つことは必須である。各国の制度は Plan、Program に対する影響評価と土地利用計画に着目しており、Policy は可能なものについて SEA を実施する、といった傾向が見られる。
- ・ 相手国の意思決定プロセスと計画体系を整理しておくことが極めて重要である。これは SEA を実施するタイミングに関わる。意思決定プロセス段階が過ぎた後に SEA を実施しても意味がない。

5) (山田委員)

- ・ SEA の考え方が様々であるならば、JICA にとっての SEA を明確にする必要がある。また、SEA の取組みに際して最低限行うべきことを明確にしないと、実際に機能しないと思われる。

6) (松本委員)

- ・ 世銀の” Strategic Environmental Assessment in World Bank Operations” は、最初に EIA の限界を明確にし、これまでの世銀プロジェクトの課題を整理した後、世銀の SEA コンセプトを記述している。JICA もこのような資料を作成する必要がある。
- ・ 過去の開発調査のレビューを行い、環境社会配慮面での課題に係る情報を集めて欲しい。過去案件の課題を検討することにより、地に足のついた議論ができる。
- ・ 相手国政府のポリシーにどこまで踏み込むかが問題となる。カンボジア国道 1 号線案件を例に取ると、首相令では、道路建設に伴いかなり広い ROW を取得し、ROW 内の住民を移転させる事が必要となる。このようなポリシーに対して、相手国政府のものであるから準拠するのか、あるいは JICA 独自の提案を行うのかを整理する必要がある。
- ・ プロジェクトにおける Policy の扱いについても検討が必要である。JBIC 案件で、プロジェクト目標を「ある箇所の流量をこの程度とする」としていたが、これではダム建設オプションしか考えられない。「ある箇所の洪水を抑制する」といった目標を採用すれば、総合的な治水計画の代替案検討が可能となる。目標の見直しといった Policy レベルに踏み込んだ提案が可能か分析すべきである。
- ・ 相手国の市民社会の成熟度により、早期のステークホルダー協議が動員型となる可能性がある。これは問題発生が間近にならないと、住民は問題として認識しないことによる。このような課題についても検討が必要である。
- ・ 研究会の資料は事前に送付し、研究会では議論に集中する形にしてもらいたい。

7) (原科委員長)

- ・ 開発調査における SEA の取組みの制約条件は、コンサルタントが検討する問題というよりは、ODA のコンセプトに係る JICA マターであると考えられる。これに対する JICA の考え方はどうか？

8) (事務局、中村グループ長)

- ・ JICA としては、要請を受けた個々の案件の状況により、SEA の取組みについて検討することになる。本研究会では要請がなされた段階以降での SEA の取組みについてどのような検討を行うべきか、という視点が中心と考える。

9) (原科委員長)

- ・ 途上国における計画体系や意思決定プロセスを把握していくことが重要と考える。
- ・ 松本委員の話にあった早期段階のステークホルダー協議で、ステークホルダーが本気で問題を考えて参加しないという指摘は、途上国に限らずどの国でも同じではないかと思われる。

10) (長谷川委員)

- ・ 研究会資料には、考えられる SEA のフルメニューが記載されている。この中から、JICA が実施可能な SEA の中味を抽出する必要がある。
- ・ これまでの JICA 案件でも地域総合開発計画 M/P を主体として、SEA の定義が反映されているものがある。この「SEA 的な考え方」を捨て、WB や ADB の例に倣ってこれまでのやり方を全く変えるのは望ましくない。SEA をこれまでの作業と別に考えるのではなく、開発調査の中に SEA をビルトイン（内部化）することが重要である。
- ・ JICA で SEA を実施できなかった制約条件として、①短い調査期間、②資金制約、③案件ありきといった考え方、が挙げられる。
- ・ SEA の取組みについて、これまでの開発調査案件で不足している内容は、①累積的影響の回避、②環境社会面に配慮した代替案の提示、の2点と考える。この2点を改善するだけでも SEA に近づくと考えられる。
- ・ 日本の計画アセスの経験を活用する事が可能と考える。

11) (原科委員長)

- ・ 言葉の問題として、戦略的環境アセスメント (SEA) よりも「政策形成段階としてのアセス」といったほうが内実をよくあらわすと考えられるが、「戦略」ということばが短く使いやすいことから、利用されているのが実情である。

12) (事務局、岩井氏)

- ・ 意思決定プロセスに係る整理は、JICA の国際協力事業実施方針や外務省の国別援助方針等で明記されるべき事項であって、個々の M/P 段階で行う事項ではないと考えるが、委員の方々の意見をいただきたい。

13) (原科委員長)

- ・ 確かにそのとおりだが、意思決定プロセスは社会の圧力によって変化する。枠組みの確認は国別援助方針等で実施すべきだが、個々の M/P 段階でも調査団による意思決定プロセスの変化に係る確認は必要である。

14) (松本委員)

- ・ はじめにプロジェクトありきの案件では、ゼロ・オプションの選択は JICA や JBIC による判断が困難である。これを解決するためには、外務省への働きかけが必要である。今回研究会でも、JICA の実務レベルでは対応できない内容を文書として残し、外務省に働きかけることが必要と考える。

15) (原科委員長)

- ・ 外務省の役割については、新ガイドラインのフォローアップ委員会での提言が可能と考える。
- ・ 環境配慮に関して、今年の IAIA 会議で、“Harmonization” というキーワードが挙げられた。これは一国に対して援助を行う際に、様々なドナーのガイドラインの内容や基準に差異があると混乱をきたすことから、そのような差異をドナー間の協議によって解消する試みである。ただし、ガイドラインの差異の解消にあたっては、ミニマムレベルの要求事項で整合をとらないよう、注意が必要となる。この“Harmonization” コンセプトを踏まえると、新ガイドライン運用にはオールジャパンとしての体制づくりが必要である。

16) (田中委員)

- ・ 岩井氏の質問(12)に対するコメントだが、本来は外務省の政策協議で相手国の意思決定プロセスを踏まえ、採択案件の優先順位を明確にするべきである。なお、本項目はフォローアップ委員会で取り上げるべき論点だと考える。
- ・ SEA については、その定義等に係る議論も重要だが、まず実際に行う事が重要である。その中で課題もみえてくる。本研究会で現在実施中の案件を研究対象とすることにより、効果的な検討が実施できる。メコン第二橋の事前調査報告書は JICA 図書館で閲覧可能であり、S/W に環境配慮がどのように盛り込まれたかを確認することができる。
- ・ 過去案件の課題については、ガイドライン改定委員会でも議論されており、既に資料を公開している。
- ・ 新ガイドラインの運用に伴い、要請段階で、「上位計画との整合性」、「ステークホルダーとの協議」、「EIA の実施状況」、「環境社会配慮に係る予算措置」を記載してもらうこととなっている。これらの内容が不明瞭なものについては、今後、要請が取り上げられない可能性が高いことから、この段階で要請案件のスクリーニングが可能となる。
- ・ 過去の案件については十分な環境配慮を行っていないという点で問題が多く、既にプロジェクト研究等により分析も行われている。よって、実施中の案件を対象としてもらいたい。

17) (原科委員長)

- ・ 過去案件の意思決定過程や計画体系に係る情報は知りたい。

18) (田中委員)

- ・ 研究会資料は早めに提供してほしい。
- ・ 過去案件に係る情報は、既存のプロジェクト研究を参照してもらいたい。

19) (事務局、中村グループ長)

- ・ 今後、資料は早めに出す。また、過去のプロジェクト研究に係る資料の整理を検討する。次回研究会までに、研究対象とする実施中案件に係る資料をとりまとめる。
- ・ SEA の概念は、M/P でカバーする範囲よりも広く M/P の協力が要請される以前の相手国の意思決定にも関係する部分があると考えられるが、この研究会ではM/PにおけるSEAのあり方をメインの論点として始めた。そのため、今回の資料では「意思決定プロセスとの関係」については、「ステークホルダーとの協議のあり方」と合わせて議論してはどうかとの案としていたが、「意思決定プロセスとの関係」は重要であり独立して整理すべきとの意思が出されたので次回以降何らかの整理をしたい。

(2) カテゴリー分類の実務に係る課題の整理

カテゴリー分類の実務に係る課題の整理について、事務局よりプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションを踏まえた意見交換の内容は以下のとおり。

1) (松本委員)

- ・ カテゴリー分類で社会影響をどう扱うか整理する必要がある。ガイドライン改定委員会では全ての社会影響をカテゴリー分類時に扱うわけではない、とされた。しかし、当然含めるべき非自発的住民移転以外の社会影響についても検討する必要がある。本項目については、今後、本研究会で自分なりの検討結果を提示したい。

2) (山田委員)

- ・ 相手国によってはカテゴリー分類に係る制度を持っている。このような場合、相手国制度に準拠するか、JICA 独自の提案を行うか整理が必要と考える。

3) (KRI、銅直氏)

- ・ 相手国制度への準拠に関連して、カンボジアの例を提示する。先に松本委員が述べたとおり、道路建設に当たってカンボジア国の設計基準を満たす必要があり、広大な ROW を設定せざるを得ない。このような場合、特別法をつくって対応する等の提案は可能と考える。

4) (片平エンジニアリング、戸田氏)

- ・ カンボジアにおける ADB の TA では、ADB の対応に柔軟性があった。法制度に従えば広大な ROW を取得する必要があるが、その全てが影響を受けないことから、影響地域をコリドーオブインパクトとして限定し、当面、同地域に生活している住民の移転を実施することとした。相手国により異なるが、このような柔軟な対応は可能と考える。

5) (田中委員)

- ・ カンボジアの例は、そもそも拡張の必要性を検討すべきであった。その過程でステー

クホルダーとの合意形成が必要となる。

- ・ コリドーオブインパクトの設定には、様々なステークホルダーと議論する必要があり、誰を最初の協議の対象とするかが課題となる。第二メコン橋プロジェクトを事例研究の対象とすることにより、本課題の検討が可能となると考える。
- 6) (原科委員長)
- ・ ステークホルダーの絞込みは影響評価に係る古典的な課題である。事業アセス段階では対象を特定しやすいが、SEA 段階では難しい。留意事項は以下のとおりである。
 - ① まず関連機関の代表者等、明確なステークホルダーを集め、10人～20人程度の少人数で会議を開く。
 - ② 上記会議の内容は公開する。これによって、自らステークホルダーと考える人々が集まってくる。
 - ③ 以降のステークホルダー協議は、要望に応じて、新規の参加が可能となる柔軟な対応をとる。
- 7) (日本テクノ 新島氏)
- ・ 新ガイドラインでカテゴリー分類に数値基準がない理由と本研究会でカテゴリー分類の検討を行う目的は何かを説明してもらいたい。
- 8) (事務局、中村グループ長)
- ・ 数値基準が設定されていないのは、ガイドライン改定委員会での議論を踏まえてのことである。また、資料でも述べているとおり、様々な案件に対してカテゴリー分類に係る一律の数値基準を設定することは困難である。一方で、各担当でカテゴリー分類の差異を生じさせないようにするためには、数値基準はなくとも、カテゴリー分類に係る何らかの判断基準が必要となる。そのような基準について本研究会で検討してもらいたい、という趣旨である。
- 9) (松本委員)
- ・ 経験を文書として残しておくことが有効である。世銀のように、個々の検討項目についてソースブックをつくり、それを新たな経験を踏まえ、順次、改定していくことが望まれる。
 - ・ グレーゾーンの案件をカテゴリー分類する際には、過去のカテゴリー分類で問題となった事例を参照し、カテゴリーBに分類して失敗した事例について、なぜ失敗したのかを分析すると良い。世銀で当初Bカテゴリーであったチベットの貧困削減プロジェクトが、その後キャンセルになったのはよい例である。
- 10) (JICA 環境社会配慮審査室)
- ・ カテゴリー分類については、既に様々な主体から質問が来ており、現在、他の事項も含めFAQを作成中で、完成次第ホームページに公開する予定である。
 - ・ 現在のところ、カテゴリー分類に迷った場合の対応方法として、以下のプロセスを推

奨している。合わせて、情報公開等による外部から意見や審査諮問機関での意見も踏まえ、当初の 카테고리分類を案件の途中段階で変更する事が可能である旨、説明している。

- ① 相手国政府の EIA 制度による EIA 手続きを参照する。EIA が必要であれば 카테고리A となる。
- ② 同セクター、同規模の他ドナー案件の分類に準じる。
- ③ ①、②でも不明な場合には、日本のアセス制度を参照する。

11) (長谷川委員)

- ・ カテゴリ分類を実施する際には、影響予測の不確実性を考慮する必要がある。その意味では、疑わしき案件は 카테고리A に分類する、という方針をとってはどうか。

12) (事務局、中村グループ長)

- ・ カテゴリA 案件は、しっかりとした環境社会配慮を実施する必要があると認識している。限られた資源を考えると、疑わしき案件を全て 카테고리A と分類したことによって 카테고리A 案件が増えた場合、実務に障害が生じるおそれがある。また、一度、 카테고리A に分類した案件を 카테고리B に変更するには、 카테고리B を 카테고리A に変更するよりも困難が伴う。よって、実務上、疑わしき案件を全て 카테고리A とする方針の採用はやや難しい。

13) (原科委員長)

- ・ 当初 카테고리B にしておいて、 카테고리A に変更する方がやり易い。 카테고리分類の考え方を最初に導入した NEPA の EIA のシステムでは、当初、 카테고리B とし、簡易な調査を行って問題があれば 카테고리A としている例が多い。
- ・ 上記の対応方法は、社会的合意形成も得やすい。 카테고리A から 카테고리B への変更を説明するには相当の調査が必要となるし、相手国にも説明しにくい。

14) (田中委員)

- ・ 過日フィリピンの DPWH にガイドラインの説明を行った。その際、世銀はローンを前提として EIA を要請しているのに対し、JICA では EIA を行ってもローンにつながらない可能性があり、EIA の負担が多くなるだけでは困るという指摘を受けた。
- ・ ローンへつながりそうな案件は 카테고리A として分類していくことも一案と考える。
- ・ カテゴリA と分類した場合、先方政府への負担も相当、要求することとなる。必要な活動内容に対する予算措置も含めた考慮を行ったうえで、 카테고리A 案件とする必要がある。

15) (KRI, 銅直氏)

- ・ あるダム建設に係るローン案件で社会環境調査を実施した際の経験だが、相手国政府の情報により、①1,500 人の住民移転が必要な案、②住民移転が 60 世帯程度の案、の 2 つから、②を採用する方向で調査を進めたところ、②でも 500 世帯程度の移転が必要な事が明らかになったケースがある。このような場合、 카테고리B から 카테고리

一Aに変更を行うことは可能か。

16) (原科委員長)

- ・ 諮問委員会がそのような情報を得た時点で、カテゴリー分類の見直しは可能である。

17) (田中委員)

- ・ 今のような議論はフォローアップ委員会の場で行うべきではないかと考える。

【第3回研究会の日程】

第3回研究会は6月30日(水)、午後14:00より実施する。開催場所は後日事務局から各委員へ連絡する。

以上

資料 2-3 第3回研究会議事録

【日時】：平成16年6月30日 14:00-17:20

【場所】：JICA 東京（東京国際センター）オリエンテーションルーム

【出席者】：別紙

【議事】

1. 前回の課題と検討事項についておよび今後の研究会開催方針(事務局)
2. 第3回研究会検討事項の説明(事務局)
3. 第2回研究会における ECFA からのコメントに対する見解(事務局)
4. 事例紹介—イシククリ地域総合開発計画（イシククリ地域総合開発計画調査団）
5. 事例紹介—第二メコン架橋建設計画（第二メコン架橋建設計画調査団）
6. ECFA からの意見発表
7. 意見交換および意見の整理

【検討及び意見交換の内容】

1. 今後の研究会の進め方について

- (1) 事務局より今後の要検討事項項目数、内容を勘案し、研究会の開催数を1回追加し、5回とすることを提案した。
- (2) 今後の検討事項として、第2回研究会の原科委員長のコメントを踏まえ、「相手国の意思決定プロセス」を単独の検討項目とすることとした。また、「代替案の検討方法」に係る検討事項の「代替案数の目安」については、代替案数は、その検討条件に従って変化するものであることから、代替案の検討条件を併せて整理することとし「代替案の検討条件と代替案数の目安」とすることを提案した。
- (3) 上記提案に特に異議はなかった。

2. 第3回研究会検討事項について

事務局より「第3回研究会資料」を用い、第3回研究会の検討事項について、検討内容を説明した。検討事項は以下のとおりである（検討が終了している事項、及び第4回研究会以降の検討事項があるため、検討事項の番号は一部、続き番号となっていない）。

- (1) M/P における SEA の取組み
 - 5) SEA 実施コストの許容範囲
- (3) 代替案の検討方法
 - 1) 代替案の検討条件と代替案数の目安
 - 2) 調査段階別の項目、考え方、検討方法
 - 3) 比較方法、評価軸の選定
 - 4) 評価軸の重み付け
 - 5) 不確実性の高い項目の取り扱い
 - 10) ステアリングコミッティ (St/C) の機能と効果、構成メンバー
- (4) ステークホルダーとの協議のあり方
 - 1) ステークホルダーの範囲
 - 2) 協議のテーマ、内容
 - 3) 相手国負担事項
 - 5) ステアリングコミッティ (St/C) の機能と効果、構成メンバー

(5) 相手国の意思決定プロセス（予備検討）

3. 第2回研究会における ECFA からのコメントに対する見解

事務局より「第3回研究会資料」を用い、第2回研究会で ECFA より出された以下の内容に係わる ECFA からのコメントに対する見解を示した。

- (1) 過去の JICA 案件の地域総合開発計画での SEA の考え方について
- (2) SEA の取組みが重要となる M/P のタイプについて
- (3) F/S への SEA の取組みについて
- (4) SEA の取組みに伴う環境社会配慮団員の配置、及び M/P の調査期間について

4. 事例紹介—イシククリ地域総合開発計画

イシククリ地域総合開発計画調査団、小泉団長より同調査における SEA に関する取組みの概況について説明が行われた。プレゼンテーションの概要は以下のとおり。

- (1) 参加型アプローチで SEA に取り組んでいる。
- (2) 開発フレームワークの設定の際には、社会フレーム、経済フレームとともに、土地利用、法制度、組織制度の検討を取り込んでいる。
- (3) SEA の取組みの柱として、情報公開、自然環境への配慮、社会環境への配慮を掲げている。
 - 1) 情報公開… ウェブサイトによる情報公開、計画策定に関する5つのワーキンググループによる協議
 - 2) 自然環境… イシククリ湖の水環境改善事業の検討
 - 3) 社会環境… 観光振興に伴う地域社会のコミュニティーエンパワーメントプログラムの策定
- (4) 各関連産業を結びつけクラスター化し、総合的な開発計画を策定する予定である。この過程で、個別プロジェクトの累積的影響を初期環境影響評価(IEE)により検討する。
- (5) 実証パイロットプロジェクトを実施しており、そのプロセス及び成果を計画策定に反映する予定である。

5. 事例紹介—第二メコン架橋建設計画

イシククリ地域総合開発計画調査団、小川団員及び大村団員より同調査におけるステークホルダー協議の実施状況について説明が行われた。プレゼンテーションの概要は以下のとおり。

- (1) 調査を通して7回のステークホルダー協議の開催を予定している。
- (2) 情報公開は、上記ステークホルダー協議及び特別セッションの実施、公共事業省及びコミュニケーション事務所での協議議事録の公開、ウェブサイトの活用、オン・デマンドによる文書提供、により実施する。
- (3) 既に第1回ステークホルダー協議とそれを補完する特別セッションを実施している。留意事項は以下のとおり。
 - 1) カンボジアの社会の特殊性を考慮し、パブリックコンサルテーションを計画・実施している。
 - 2) 「架橋ありき」ではなく、フェリーの輸送能力強化(ゼロオプション)を含めた代替案の検討、提示を行う。
 - 3) ステークホルダーは当初幅広く選定し、案件の進捗に伴い適切な方法で絞り込む

でいく予定。同時に、途中から参加を希望するステークホルダーにも参加の機会を保証する計画である。

- 4) 協議のテーマ及び内容は地域住民が十分理解できるものとしている。
- 5) ガンボジア側に対して、パブリックコンサルテーションに関するオーナーシップ確保、意思決定プロセスの透明化を働きかけている。
- 6) 第1回の協議は動員型であったが、その後、地域住民によるグループディスカッション形式の特別セッションを開催している。今後も可能な限り参加型の協議を行っていく予定。
- 7) 各ドナーの環境社会配慮に関するガイドラインのハーモナイゼーション化に努めている。
- 8) ADBによる国道1号線改修プロジェクトなど、過去案件の教訓を活用する予定。
- 9) 国際NGO及びローカルNGOと連携した活動を行っている。

6. ECFAからの意見発表

ECFAより、カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査のステークホルダー協議で得られた経験を踏まえ、以下のコメントがあった。

- (1) 相手国の法制度に基づくと住民移転に対する補償額が十分でない場合など、途上国側の法制度が未整備の場合、調査でどこまで提言していくことが可能か。
- (2) 地域住民やNGO等、幅広いステークホルダーの意見を調査に反映する場合、これまでの関連省庁のメンバーで構成されるSteering Committeeだけではなく、新たな意思決定メカニズムが必要となるのではないか。

7. 意見交換および意見の整理

2.～6.のプレゼンテーションを踏まえ、意見交換が行われた。その内容は以下とおり。

(1) (原科委員長)

- ・ 最初に資料についての意見、後から具体例についての意見を受けたい。
- ・ 世銀がSEA理解のためのLearning Tool Kitの作成を予定している。世銀でもTool Kitをこれから作るくらいだから、SEAの考え方が浸透していないのも事実であろう。JICA案件でSEAの取組みがすすめば、対外的にも新たな取組として紹介できると考える。

(2) (山田委員)

- ・ 代替案を検討する際、代替案についてきちんと定義づけを行う必要がある。
- ・ 開発調査は、相手国の開発目的を達成するために実施されるもので、代替案は目的に応じて設定される。第二メコン架橋計画で示された代替案は理解できる。一方でイシククリ地域総合開発計画の事例では、成長シナリオが代替案として示されているが、これは代替案設定の前提条件であり、代替案とは言えないのではないか。

(3) (イシククリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)

- ・ シナリオやフレームの考え方はいろいろあり得るが、本調査では、成長シナリオ

も代替案の一つとしてとらえている。今後、開発計画策定に係る戦略を各々のシナリオ毎に設定する。

(4) (橋本委員)

- ・ 代替案には将来像に対する代替案と手段に対する代替案とがあり、地域開発計画案件では将来像の代替案が、より重要である。第二メコン橋案件のように、プロジェクトの目的がはっきりしている場合は手段の代替案を検討する。
- ・ 研究会資料 p. 38 の表現についてコメントする。「代替案はステークホルダーの選択の範囲を広げるために検討するものである。」とあるが、選択の範囲を広げるのではなく「可能性の幅を広げる」ことが重要であると考え。現実的な代替案を3つ提示する、というような方法ではなく、将来像として、現状の延長線上と最良の状態をそれぞれ示し、代替案はその間で選択される、という可能性を示すことが重要と考える。

(5) (山田委員)

- ・ 私のコメントは、イシククリ地域総合開発計画を代替案検討の事例として提示した場合、職員が代替案検討について具体的なイメージをつかみにくいのではないかと、ということである。今回示されている成長シナリオの違いは国の政策によって決定されるもので、開発調査の場合、目的を設定する前提条件と考える。

(6) (イシククリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)

- ・ 国の成長シナリオと地域の成長シナリオは異なる。今回の調査では、国の政策なりを前提条件として、地域としてどのように発展していくか、という枠組みづくりから検討を行っている。

(7) (原科委員長)

- ・ 代替案の種類は計画の策定段階により異なる。シナリオの代替案、具体的な計画の代替案などいろいろな代替案があると理解している。山田委員の指摘は、代替案を、目的の定まった具体的なものと考えた意見だと思うが、政策検討段階についても JICA として支援する可能性があるという観点からすると、シナリオの代替案も検討されることとなる。JICA 調査で政策検討をどこまで取り扱うのか確認したい。

(8) (イシククリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)

- ・ 従来の地域総合開発計画調査では、地域をどうするかという点について政策レベルでの検討に関与できない傾向があった。今回調査では政策レベルでの関与にチャレンジしている。

(9) (橋本委員)

- ・ 研究会資料 p. 45 に、「基本的な評価軸は、……それぞれのバランスを考慮しながら比較検討する。バランスの検討には、ステークホルダーの意見を取り入れる必要がある。」とあるが、代替案の選定は、ステークホルダーの判断に一義的による、

という考え方が世界的な趨勢であると考えてる。

(10) (松本委員)

- ・ 確かにそうだが、「一義的」とするためには、対象とするステークホルダーが明確になる必要がある。ステークホルダーといっても一枚岩ではなく、対象が異なれば意見も異なる。単に「一義的」とした場合、実務レベルでは担当者の判断が困難となるのではないか。
- ・ この論点は、次回研究会でも議論すべきと考える。

(11) (橋本委員)

- ・ 確かにステークホルダーは様々である。調査団はあくまでそれらステークホルダーの調整役であり、最終的な決定はステークホルダーが行うこととなる。

(12) (PCI、佐々木氏)

- ・ 調査団の役割として、代替案の選定理由については全て答える必要がある。
- ・ ステークホルダー協議を行うと、思わぬ意見が出ることもある。専門家として気に留めないようなことを現地ステークホルダーが、かなり気にしているという場合がある。調査団は全ての代替案を提示する、という姿勢ではなく、ステークホルダー協議で提示された意見に解決案を提案できればよいと考える。

(13) (原科委員長)

- ・ 研究会資料 p38 の(a)で「ステークホルダーの選択の範囲を広げる」とあるが、これは非常に重要なことを指摘していると思う。従来 JICA ではやってこなかったことではないか。佐々木氏の指摘事項も同じだと思う。日本のアセス法でも実現していないが、ぜひ実施してほしい。

(14) (松本委員)

- ・ 研究会資料 p. 38 の「代替案の検討条件と代替案数の目安」であるが、マスタープランの性格によって検討条件が異なってくるので、M/P の性格ごとに議論した方がよい。
- ・ 質問だが、JICA 調査の場合、代替案の幅を調査団が自由に広げてよい、というものではなく、S/W 協議で定められた要件に沿った一定の要件に沿う必要があるのではないか。前回委員会でも例として提示したが、プロジェクト目標を「ある箇所の流量をこの程度とする」とした場合、構造物の選択オプションしか考えられないが、「ある箇所の洪水を抑制する」といった目標を採用すれば、ソフト面の対策も含めた計画の代替案検討が可能となる。このように、JICA 調査案件で、S/W 協議で定められた要件を幅広くとらえる事が可能か確認したい。それによって、代替案検討の幅が異なる。

(15) (イシクリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)

- ・ 本調査の場合、先方の要請事項は「観光振興を通じた経済成長」であった。但し環境も重要なのでバランスのある発展を目指したい、との意向であった。調査団と

しては、民間資本重視の開発に対し、旧ソ連邦解体後、コミュニティがかなり疲弊していることに着目し、観光セクターの発展に他セクターをリンクさせながら、どのようにコミュニティを活性化するかという観点から、調査を展開している。その意味で、当初の要請事項からややScopeを広げた調査を行っていると考ええる。

(16) (松本委員)

- ・ 小泉氏の発言は、S/Wで課せられた要件に対し調査団が幅を広げて調査を行うことが可能であることを示した、と理解する。
- ・ 研究会資料にはナムニアップ水力発電開発計画の事例が記載されている。本件は水力発電を前提として実施されたものであるが、このような案件でも水力発電以外の方法を提案することが可能か。

(17) (事務局、中村グループ長)

- ・ 環境社会配慮ガイドラインの趣旨は、ステークホルダーの全体満足度を高めることである。本主旨に沿えば、今後はナムニアップ水力発電開発計画のような例でも、水力発電以外の代替案の検討を行なうことになると思われる。
- ・ 松本委員の提示された水害対策のプロジェクト目標設定について言えば、代替案の検討条件を考えると、流量制御を開発調査の目標とするのではなく、下流域の洪水対策といった目標設定を行っていくべきと考える。

(18) (田中委員)

- ・ 今回研究会で実施中の2案件を紹介しているが、いずれも環境社会配慮ガイドライン適用以前に要請された案件である。ガイドラインの趣旨については、可能な限り適用するという観点で調査を実施している点を理解していただきたい。
- ・ ガイドラインでは、カテゴリA案件については、要請書段階で上位計画との関連性や代替案の検討状況、ステークホルダーとの合意形成の状況等の情報を記載することを求めている。今後、要請案件は、これらの情報を用いてスクリーニングされることから、カテゴリA案件では、従来行われてきたM/P+F/Sという形式の開発調査の採択はより難しくなるだろう。検討が不十分な項目があれば、M/P調査を行い、ステークホルダー協議を踏まえプロジェクトの優先順位付けを行ったうえで、F/Sを再度要請してもらい、という流れになると考える。
- ・ このような流れから判断して、調査団がS/Wの幅を広げるというより、要請書やS/Wできっちりとした目標を定めることが重要になると考える。今後S/Wミッションの重要性が増すだろう。
- ・ 第二メコン架橋建設計画では、情報公開、ステークホルダー協議に関する相手側の負担事項がS/WのMinutesに記載されている。今後、カテゴリA案件及びカテゴリAに近いB案件では、このような記載が必要となるだろう。この点は実務上非常に重要な点と考える。

(19) (山田委員)

- ・ 松本委員の意見に対してコメントする。代替案は開発目的が決まらなると設定できないのではないか。開発目的は、ステークホルダーとの協議で合意されるべきであり、その点ではS/W協議や事前調査が、より重要になると考える。
- (20) (原科委員長)
- ・ 目的の明確化、問題の定式化は政策分析の分野では非常に重要な項目である。なるべく早い段階で目的を明確化する必要がある。初期段階で全てのステークホルダーの関与は困難であることから、最初は団体の代表者と協議することになる。このような役割がSt/Cに求められることになると思う。
- (21) (長山委員)
- ・ 目的の明確化は重要であり、目的設定のプロセスの半分はこれに費やされる。この過程においてステークホルダー間で目的と達成すべきヴィジョンを共有化することが重要である。代替案は多様であり、どのレベルでどのように合意していくかで手間取る場合もあるが、最初に目的とヴィジョンとの共有をしっかりと図っていれば、意見はまとまる。
- (22) (村山委員)
- ・ 計画の早い段階から検討できれば目的に係る合意形成は可能だろうが、計画策定の後期段階からスタートしたときに、開発の目的や達成すべきビジョンの共有化は難しい。このような場合は代替案検討に係る前提条件や境界条件を明確にする必要がある。
- (23) (イシクリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)
- ・ 第二メコン架橋建設計画の目的設定を考える場合、事前に機会費用の考え方に基づく分析も必要ではないか。プロジェクトにより便益を得るのは華僑資本であると考えられる場合、地域住民の便益をどのように考えるか、という視点が必要になるであろう。ステークホルダー協議でも、プロジェクトによるネガティブインパクトに係る議論だけでなく、このような便益に係わる内容も協議すると良いのではないか。
- (24) (田中委員)
- ・ 第二メコン架橋建設計画の場合、プロジェクト名は架橋となっているが、橋梁建設にこだわらない「渡河方式の検討」で検討しており、この点は画期的と考える。
 - ・ カテゴリーA案件の場合、今後、同じようなF/S案件の要請が出ても、代替案検討が不十分であればM/PやPre-F/Sに差し戻す可能性もある。このような議論は、新たに設置される環境審査会で行われる。
- (25) (長山委員)
- ・ 研究会資料の代替案の重み付けや評価に関する記載は、従来型のコンサルタントによる検討手法に基づいている。参加型アプローチで代替案を検討すれば、計画的合理性から外れた案が採択されることもある点に留意すべきである。

- ・ ガイドラインを運用する際、コンサルタントの計画的合理性に基づく代替案分析を重視するのか、ステークホルダーとの合意形成プロセスを重視した代替案検討を重視するのか、記載が必要と考える。
- (26) (原科委員長)
- ・ 長山委員の指摘は重要であるが、判断が難しいトピックである。最も留意すべき点は意思決定プロセスの透明性を担保することが最も重要である。専門家は意思決定の支援に徹するべきでないか。
 - ・ 意思決定の透明性との関連で言えば、日本の事例であるが、昨日、最高裁で環境影響評価の原案についても情報開示すべきとの判決があった。これは説明責任の観点からの司法の判断と考える。マスコミからコメントを求められ、JICAでも環境社会ガイドラインの運用についての研究をやっている旨、コメントした。今後、JICAのやり方も注目されるだろう。ODAの透明性を高めるために努力してほしい。
 - ・ かつて国立環境研究所で代替案の評価手法についての研究を行っていたが、重み付け手法は10種類程度ある。これらが今後現場で利用されることを期待するが、あくまでツールであることに注意する必要がある。
- (27) (環境審査室、小島氏)
- ・ SEAの実施コストの許容範囲についてコメントする。研究会資料では、環境社会配慮団員が単独でSEAを実施することを想定してM/Mの検討を行っているが、他団員との協力や団長による取り纏めが必要、という観点も重要である。団全体としてSEAに取り組むといったニュアンスがある方が良いと考える。
- (28) (橋本委員)
- ・ SEAの本質は情報公開であると考え。第二メコン架橋建設計画では、IEE/EIAの内容について情報公開されるようだが、計画内容についても情報公開するべきである。
- (29) (イシクリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)
- ・ SEAは、調査団の皆でディスカッションして行っている。特に法律や制度面、土地利用計画団員が相当インプットを割いている。
 - ・ JICAに対しては、参加型調査やSEAを実施する場合、相当のインプットが必要になることを理解していただきたい。この場合のインプットとはM/M数だけでなく、調査のプロセスに係る内容もある。調査結果を判断する際、レポートの成果ではなく、どのようなプロセスを実施したかについて重点を置いた評価を行っていただけると有り難い。
- (30) (田中委員)
- ・ 橋本委員の発言(28)にレスポンスする。第二メコン架橋建設計画ではステークホルダー協議を7回実施する予定であり、プロジェクト内容についても協議していく。

- ・ 本調査は、要請段階で橋梁建設の F/S を行ってほしいとの要請をカンボジア側から受けたが、日本側が、橋ありきの F/S としないことを前提として調査をする旨、提示し、了解を得た経緯がある。このような事例は過去になく画期的なものである。調査団は現場で苦勞しながら調査を進めている。グッドプラクティスの一例になると確信している。

(31) (原科委員長)

- ・ SEA では情報公開が重要だが、文書開示のみが情報公開ではない。文書はある時点での情報を固定してしまう。公共空間における議論 (discussion in public space) という言葉をよく用いるが、情報公開の手段としてディスカッションもありえる。但し人数が多い場合は議事進行が困難になるため、代表を選定してディスカッションを実施する。この場合、代表者以外の意見をどのように集約するかという点が重要になる。

(32) (松本委員)

- ・ 研究会資料 p. 38「代替案の検討条件と代替案数の目安」及び p. 41「調査段階別の項目、考え方、検討方法」についてコメントする。代替案の検討は、相手側のライフスタイルを理解した上で行うことが重要と考える。先に代替案がありきではなく、地域の実情に即した代替案が提示される必要がある。
- ・ 研究会資料 p. 41 のプログラムレベルの検討条件として、「各プロジェクト候補地の環境社会面の特徴」との記述があるが、例えば、自給自足的ライフスタイルか、貨幣経済が発展しているか等、もう少し細かな内容を記載する方が良い。
- ・ 市民社会の特徴については事前に調査できることもあることを明記した方がよい。
- ・ 研究会資料 p. 45 の「代替案の比較方法、評価軸の選定」についてコメントする。評価を行う際には、誰にとっての評価なのか考える必要がある。単純に全体的な数値評価により採用された案では、本当に援助が必要な人に対する効果が得られない可能性がある。

(33) (橋本委員)

- ・ イシククリ地域総合開発計画についてコメントする。当初この案件は、雇用機会の確保と経済成長が目的であると考えていたが、旧ソ連崩壊下でのコミュニティの疲弊という問題があり、経済成長のみならず社会問題を検討する必要がある上、湖の水質保全といった環境面の取組みもあり、SEA を行う価値のある案件と理解する。
- ・ その上での質問だが、代替案として経済成長シナリオのみ検討されているが、環境面と社会面に関する分析に基づいた代替案検討も行うべきではないか。また水質予測を行われているが、本予測に関連して累積的影響を検討すべきと考える。
- ・ 開発適地の分析に、GIS を活用すべきと考える。

(34) (イシククリ地域総合開発計画調査団、小泉団長)

- ・ 代替案検討は始めたばかりであり、現在、社会面、環境面の分析に基づいた代替案の検討を開始しているところである。8月以降、具体的な代替案策定後、発表の機会があれば提示したい。
 - ・ GISは、シルクロード関連の遺跡に係わる分析に用いている。
- (35) (片平エンジニアリング、戸田氏)
- ・ SEAの達成事項について、前回と今回の研究会では、重要とされる点が異なると感じている。前回研究会では累積的影響の検討に重点が置かれていると感じたが、今回はステークホルダー協議や計画策定に関する部分が重視されていると感じる。
 - ・ ADBなどではセクター評価の際、ポリシーレベルの検討が行われている。これらの分野ではマクロ経済学的な知識が必要である。このような検討を行う場合、今後、JICA調査でもこれらの専門家のアサインが必要になると考える。
 - ・ 評価軸の重み付けや比較方法は、専門家の知見を活用した方法と参加型手法の両方がある。どちらを採用するかはプロジェクトの性格によるだろう。参加型手法を採用する際、今回の研究会資料に示されている手法のみでは実務上、難しい。
- (36) (長山委員)
- ・ 研究会資料 p.52「ステークホルダーの範囲」についてコメントする。いろいろなプロジェクトで政治家の介入がよく起こる。最終決定段階で政治家の介入により、これまで検討してきた案がすべてゼロになる例もある。このような事態にどのように対処していくか検討が必要である。
 - ・ ステアリングコミッティはJICA調査独自のシステムであり、縦割りの官庁に対して横の連携の場を提供している。これは積極的に評価すべきである。
- (37) (田中委員)
- ・ 政治介入の問題については、環境社会配慮ガイドラインの改定委員会でも議論をしている。第二メコン架橋建設計画では、ビデオによる協議の記録、議事録の公開を行っている。これが安全措置（セーフガード）の一つとなり、政治家もうかつなことが言えないと考える。今後、このような安全措置（セーフガード）がうまく機能していくかモニタリングしていく必要はある。
- (38) (山田委員)
- ・ 研究会資料 p.59「相手国の意思決定プロセス」についてコメントする。資料はマクロな視点から整理されているが、もう少しミクロな視点、例えばF/Sを事業化する場合にどのようなプロセスを経て行われるかについて、具体的な典型例を通じて検討してみると良い。
- (39) (松本委員)
- ・ 3.4「ステークホルダーとの協議のあり方」については十分議論できていないので、次回の検討課題として欲しい。

- ・ p. 48 「不確実性の高い項目の取り扱い」についてコメントする。不確実性の高い項目は、p. 48 に記載されている(1)～(4)で十分か検討したい。例えば、相手国の実施体制や実施能力も不確実性の一つと考えられる。援助が多く集中する国では人的資源が限られていて、割けない事例もある。

(40) (村山委員)

- ・ 評価手法、評価軸についてコメントする。研究会資料では定量的評価の重要性を強調しているが、定性的な分析の効果についても検討してほしい。特に計画の初期段階で定量的分析が難しい場合、定性的分析が重要になると考える。
- ・ 評価軸の重み付けについては、便益帰着構成表などを活用すると、リスクや便益が明確になって良いと考える。
- ・ Risk Analysis を不確実性分析と訳しているが、これらは異なる。規模と頻度がわかれば判明するリスクと不確実性とは分けて議論した方が良い。

【第4回研究会の日程】

第4回研究会の開催日時は8月4日、午後2時からを第一候補として調整する。開催場所は後日事務局から各委員へ連絡する。

以上

資料 2-4 第4回研究会議事録

【日時】：平成16年8月4日(火)

【場所】：JICA 東京（東京国際センター）オリエンテーションルーム

【出席者】：別紙

【議事】

1. 第3回研究会の成果の確認及び今後の研究会の開催方針（事務局）
2. 「代替案の検討方法」に関わる検討
 - 2-1 第4回研究会検討事項の説明（事務局）
 - (1) 代替案の検討条件と代替案数の目安（コメント対応）
 - (2) 調査段階別の項目、考え方、検討方法（コメント対応）
 - (3) 比較方法、評価軸の選定（コメント対応）
 - (4) 評価軸の重み付け（コメント対応）
 - (5) 不確実性の高い項目の取り扱い（コメント対応）
 - (6) ゼロオプションの検討方法
 - (7) 環境の経済評価
 - (8) 環境コストと社会コストの整理と検討方法
 - (9) 環境コストの相場観
 - 2-2 「代替案の検討方法」に関わる意見交換
3. 「ステークホルダーとの協議のあり方」に関わる検討
 - 3-1 第4回研究会検討事項の説明（事務局）
 - (1) ステークホルダーの範囲
 - (2) 協議のテーマ、内容
 - (3) 相手国負担事項
 - (4) 協議の適切性の判断基準
 - (5) ステアリングコミッティ(St/C)の機能と効果、構成メンバー
 - 3-2 「ステークホルダーとの協議のあり方」に関わる意見交換
4. 「相手国の意思決定プロセス」に関わる検討
 - 4-1 第4回研究会検討事項の説明（事務局）
 - (1) 相手国の意思決定プロセスへの関与
 - (2) JICA 調査が取り扱う範囲
 - (3) 今後のステアリング・コミッティ(St/C)のあり方

【検討及び意見交換の内容】

1. 第3回研究会の成果の確認及び今後の研究会の開催方針について

事務局より、第3回研究会で得られたコメント及び成果を確認するとともに、第4回研究会について下記のとおり進めることを説明し、了承を得た。

- (1) 第3回研究会で得られたコメントに対応した資料をもとに議論を進める。
- (2) 「代替案の検討方法」については、上記コメント対応に加えて、未検討項目の本格検討を行う。
- (3) 「ステークホルダー協議のあり方」については、未検討項目と合わせて、第3回研究会で提示した検討項目について、再度、意見交換を行う。
- (4) 「相手国の意思決定プロセス」について本格検討を行う。

2. 第4回研究会の検討事項に係る検討及び意見交換

2.1 「代替案の検討方法」に関わる検討及び意見交換

「代替案の検討方法」について、第3回研究会でコメントを得た事項、及び新規の検討事項に関する意見交換が行われた。その内容は以下とおり。

(1) (原科委員長)

- ・ 第4回研究会に沿って、意見交換を行うこととする。意見を出していただきたい。

(2) (松本委員)

- ・ 資料中の表-15のM/P分類で、なぜ、セクター開発計画マスタープランのみ、コアプロジェクトの有無による区分が行われているのか。

(3) (事務局、岩井氏)

- ・ 資料中の表-3に示すとおり、これまでの議論のなかで、JICAが実施するM/Pを分類する際、地域総合開発計画マスタープランを細分化する必要はない旨、提案している。表-15の分類は、これまでの提案に準じている。

(4) (橋本委員)

- ・ 「Ⅱ.3.2 調査段階別の項目、考え方、検討方法」で、policy、planレベルで検討すべき代替案として、開発戦略、及び開発計画の代替案を検討する、とある。開発戦略の代替案は、いくつかの概念を提示することになるだろう。開発計画については、複数のプロジェクトから成るプログラムについて、いくつもの代替案を提示することは難しい。現実的な対応として、開発戦略と開発計画の間の開発シナリオについて代替案を検討することになるだろう。

(5) (蠣崎委員)

- ・ 「Ⅱ.3.1 代替案の検討条件と代替案の目安」で、F/S段階でゼロオプションを検討することとなっているが、実際にはこの段階でゼロオプションを検討することは困難ではないか。

(6) (事務局、中村グループ長)

- ・ これまでM/P段階でゼロオプションが十分検討されてこなかったケースがあるので、そのようなケースではF/S段階でゼロオプションを検討するよう提案している。今後は、事業ありきといった考え方を変えていく必要があると考えている。

(7) (村山委員)

- ・ 「3.3(1) 代替案の検討条件と代替案の目安」で示されている検討条件とは、どのような性格か明確にする必要がある。検討を行う際に考慮すべき条件なのか、評価に関する項目なのかははっきりしない。また、代替案検討を行う際の前提条件と変更可能な検討条件が混沌としており、それが代替案に関する検討を困難にしている。

(8) (事務局、岩井氏)

- ・ 資料に示している条件は評価軸に関する事項としてとらえている。

- ・ 第3回研究会で論議されたように、代替案検討はステークホルダーが選択可能な幅の提示として考えると分かりやすいと考える。
- (9) (橋本委員)
- ・ SEAの取組みを考慮すると、経済面、社会面、環境面のそれぞれを強調した代替案検討を行う方法がある。第3回研究会で述べたとおり、イシクリ地域総合開発調査を例にとれば、開発シナリオの代替案として、経済面から高投資・開発を目指す案、社会面から地域観光の振興や地域の活性化を重視した案、環境面からエコツーリズムを促進する案が考えられる。
- (10) (長谷川委員)
- ・ 表-20に代替案検討の指標として、経済的妥当性の項目があるが、どの計画段階でどこまで検討するか、という視点が重要と考える。
 - ・ 表-20には、プログラムレベルでの代替案検討の指標として内部経済収益率(EIRR)が示されているが、これは困難である。EIRRを代替案検討の指標とするのであれば、財務内部収益率(FIRR)も検討の指標とすべきである。
- (11) (事務局、岩井氏)
- ・ 経済的妥当性の検討指標は計画の深度に応じて異なる。財務内部収益率(FIRR)は、計画に関わる具体的な収支が明確にならないと計算できないことから、これを検討指標とするのはプロジェクトレベルの検討段階となる。
- (12) (松本委員)
- ・ 代替案の検討条件の議論のためには、前提条件の取り扱い方を明確にする必要がある。事務局は前提条件をどのように整理しているか。
- (13) (事務局、岩井氏)
- ・ 資料中では明確な整理を行っていない状態である。本研究会で議論をお願いしたい。
- (14) (松本委員)
- ・ 「Ⅱ.3.2 調査段階別の項目、考え方、検討方法」のd)、「検討する代替案は相手国の実情にあっている必要がある」との記述は重要な事項ではあるが、この記述により、代替案検討が相手国政府のいいなりになる可能性もある。相手国から提示された前提条件についても、その内容を確認し検討及び議論を行い、必要に応じてJICA側から提案を行うべきであることを明記する必要がある。
- (15) (事務局、中村グループ長)
- ・ 相手国から提示された前提条件の検討が必要なことには同意する。松本委員が言われているような検討すべき前提条件は、S/W締結時に議論されると考える。
- (16) (原科委員長)
- ・ 相手国から提示された前提条件の検討は重要である。検討はJICAのポリシーに照らして行われることになるだろう。

- (17) (蠣崎委員)
- 資料中の表-20 にプログラムレベルの代替案検討の指標として経済分析に関する項目が示されているが、この計画段階で経済分析に関する項目を代替案検討の指標とすることが可能だろうか。
- (18) (事務局、岩井氏)
- 複数のプロジェクトをパッケージとしてとらえた、一つのプログラムから生み出される便益を検討することは可能と考える。
- (19) (長谷川委員)
- 経済分析指標としては EIRR より FIRR の方が計算しやすいが、指標として挙げるのであれば FIRR も入れるべきである。
- (20) (橋本委員)
- 資料中の表-24 のようにステークホルダーの分類を行う際には、対象グループの「重要度」と「影響力」を考慮すると良い。「重要度」が高く「影響力」が弱いグループは最も配慮する必要があるグループである。「重要度」が高く「影響力」が強いグループに対しても十分な検討が必要となる。このようなグループはステアリング・コミッティのメンバーとする事が望ましい。
 - 「重要度」が低い「影響力」が強いグループは、計画策定にあたって十分な注意が必要となるグループである。「重要度」が低く「影響力」が弱いグループは、計画策定にあたって注意を払う必要性は低い、情報公開の対象には含む必要がある。
- (21) (事務局、岩井氏)
- 橋本委員が提示された考え方は資料に反映させる。
- (22) (原科委員長)
- 資料中の表-24 のステークホルダーに関する表記は工夫をしてもらいたい。定量化が困難な項目の検討の際にはステークホルダーに十分配慮する必要がある。
 - 「Ⅱ.3.4 評価軸の重み付け」についてコメントする。第3回研究会でも述べたとおり、重み付けの手法は10種類程度あるが使い勝手を考えると、実際に使用できる手法は配点割つけ法や一対比較法、一対毎の配点割りつけ法などに限られるが、資料に示されている AHP 法もそれらのうちのひとつ。重み付けを行う際には、評価項目を十分選定しているか、それぞれの評価項目は独立しているか、といった検討が重要となる。
- (23) (橋本委員)
- 評価軸の重み付けの妥当性については、最終的にステークホルダーが検討するのだから、「3.3(4) 評価軸の重み付け」の記述は分かりやすさを重視してほしい。
 - 定性的にしか検討できない項目や異なる評価軸の検討を行う場合は、特に重み付けを行わない評点法を用い、評価点を0点、1点、2点の3種類にするといった方

法を用いることもできると考える。また、このような項目の重み付けはステークホルダーにゆだねる方法もある。

- 異なる評価軸の比較検討は、既に途上国でも行われている。フィリピン経済開発庁(NEDA)は、自国の各要請案件の重要度を比較検討する際に評点法を用いるシステムを導入している。評価項目は、経済面、社会面など多岐にわたり、それぞれの項目について重み付けは行っていない。評価項目数は何十とあり、それぞれを詳細に見ていくと明らかに内容が重なっているものがある。論理的に問題があるが、評価項目を多数挙げることにより検討すべき項目が抜け落ちることを防ぐという意味で、一つの有効な手段であると考えられる。

(24) (原科委員長)

- 評点法は比較検討を行う際の有効な手法の一つである。
- 資料中の表-27に示されているのは、アメリカで1970年代に行われた下水処理場計画に係る代替案比較検討を評点法で行った例だが、方法論はこの頃に確立されているので、現在でも使用可能である。この例では、重み付けに関する点数付けは環境保護庁(EPA)が行い、既存施設の拡張を最も望ましい案として提示した。一方で、地元住民の一部は新規の下水処理場建設を求めており、独自の重み付けの点数付けを行った。このように、評点法の重み付けに関する価値判断はステークホルダー毎に異なるものである。実際には、表-27のような評価結果は、異なる価値判断を持つステークホルダー毎に数種類存在することになると考えた方が良い。

(25) (長谷川委員)

- 評価軸の重み付けは最終的にはステークホルダーの意見をよく聞く必要があるが、最初のたたき台を作成する際には、デルファイ法が有効な手段であろう。専門家の意見により重み付けを行うデルファイ法は、専門化集団である調査団による重み付け検討に適している。
- 環境コストの計算を行うことにより、環境面と経済面といった異なる評価軸の比較が可能となる。
- 代替案の比較検討の方法は計画の熟度に応じて異なる。計画策定の初期段階では定性的な検討が主になる。
- 評点法による比較検討の際には、点数を単純に足すか掛けるかといった検討を行うことにより、評価結果は様々なものとなるだろう。生態系の評価指標として使われているハビタット適性指標(Habitat Suitability Index, HSI)の評価計算の考え方も有効である。

(26) (松本委員)

- 相手国に対して代替案検討に必要な情報を提供していくことが重要である。
- ステークホルダーに対しては、用いた重み付けの方法の意味、特徴を説明するとともに、方法の違いによって結果が異なることを説明すると良い。ステークホル

ダーへの説明は分かりやすさに配慮することが重要である。分かりやすい説明とは単純な説明を意味しているのではなく、複雑な内容を丁寧に説明するということである。

- ・ 異なる評価軸の比較を行う際に特に注意が必要なステークホルダーとして、サブシステンス(subsistence)な生活を営んでいる人達が挙げられる。自らの食料を狩猟/採集で賄っているような生活を、全て貨幣価値に換算して評価することができるのか考える必要がある。

(27) (事務局、中村グループ長)

- ・ 評価項目の比較検討を行う際には、点数付けで判断できる項目の他に、これだけは最低限考慮しなければならないクリティカルアスペクト、死活問題があるという視点が重要と考える。本研究会でクリティカルアスペクトとしてどのような項目が挙げられるか議論していただきたい。

(28) (原科委員長)

- ・ 中村グループ長の意見は重要である。アセスの評価手法としても、異なる評価軸をオーバーレイ手法により比較検討する際、まず最も注意しなければならない項目にレッドフラッグを立て、その後評価を行う方法が提案されている。評価を行う際には、その手順を明確に示すことが必要となる。
- ・ 表-27のような評価結果は、あくまで一つの情報である。評価結果を作成した後、ステークホルダーと協議を行うことが重要である。

(29) (蠣崎委員)

- ・ クリティカルアスペクトとしては住民移転などが考えられる。また、資料中の表-11(2)及び(3)に示されている世銀、ADB、JBICのガイドラインでカテゴリーA案件とされるプロジェクトの特性や立地環境が参考となるだろう。

(30) (事務局、岩井氏)

- ・ クリティカルアスペクトについては、ガイドラインの別紙3スクリーニング様式に示されている内容で整理できると考える。ただし、クリティカルアスペクトとして扱うべきかどうかグレーゾーンの内容があるので、それらに関する判断はステークホルダーにゆだねることになる。

(31) (長谷川委員)

- ・ クリティカルアスペクトを定めておくことは重要であるが、その内容についてステークホルダーとの協議も必要となる。例えば、クリティカルアスペクトの一つとして相手国の環境基準遵守の必要性が挙げられるが、一方で「3.3(3)代替案の比較方法、評価軸の選定」の解説1)に示されているように、わずかな環境基準の超過を解消するために多額の投資が必要となる場合、対策実施の是非についてステークホルダーとの協議が必要となる。

(32) (村山委員)

- ・ 「Ⅱ.3.3 代替案の比較方法、評価軸の選定」とともに「3.3(4) 評価軸の重み付け」についてもステークホルダーとの協議が重要となる。今の資料では、3.3(3)のみステークホルダーの位置づけが記載されているが、3.3(4)にも同様の記載があると良い。

(33) (原科委員長)

- ・ 村山委員の意見に同意する。評価軸の重み付けを行う際には、ステークホルダーの意見を重視するとともに、異なる意見を持つステークホルダー間の意見の調整も重要となる。
- ・ 再び表-27 を例にとれば、評価の際に EPA が定めた点数により重み付けを行っているが、自然環境、経済、社会環境、土地利用計画の評価結果はそれぞれ独立している。様々な視点から評価を行えば、ステークホルダー間で意見の相違が出てくるのは当然であり、評価結果に関する協議が必要となる。このような協議が十分行われていなかったのは従来のアセスの弱い部分であった。今後、SEA の取組みとも合わせてステークホルダーとの協議を積極的に行っていく必要がある。

(34) (松本委員)

- ・ クリティカルアスペクトを明確にすることは重要である。
- ・ 先程から、代替案検討に関わるステークホルダー協議の重要性について意見交換が行われているがそれに関連して、第3回研究会で事例紹介のあった第二メコン架橋建設計画調査のステークホルダー協議についてコメントしたい。本事例は、JICA としてガイドライン運用後、特に注意を払って進められている案件だと理解しているが、NGO サイドから収集した情報によると、本案件でもステークホルダー協議に関するいくつかの課題が挙げられている。例えば、第1回ステークホルダー協議では、出席した知事や大臣から橋が重要と思わない者は会場から出て行くように、とか、ぜひ立派な橋をつくってもらいたい、等という発言があったと聞いている。前回研究会での説明では、本調査では橋を建設しない案も検討している、とのことであったが、ステークホルダー協議で知事や大臣がこのような発言を行う雰囲気では、特にカンボジアのような政治形態の国で、地域住民が橋の建設に反対意見を持っていてもそれを表明することは難しい。ステークホルダー協議について検討する際には、このような実情も考慮する必要があると考える。

(35) (事務局、岩井氏)

- ・ ステークホルダー協議の実務に携わった経験から言えば、協議の場に事業実施に賛成の雰囲気がある場合、反対意見が出にくいのは確かである。
- ・ 同じく実務上の経験から強く感じたのは、ステークホルダー協議を運営していくうえでのモデレーターの重要性である。協議中、ステークホルダーの意見をひきだすためには、モデレーターをどのように選定、活用するかが重要になる。

(36) (JICA 東南アジア第三チーム、小泉氏)

- ・ 松本委員よりのコメントについて補足する。第1回協議で知事や大臣からそのような発言があったことはJICAとしても承知している。地元で住民移転問題を扱っているNGOであるIRCからも住民が意見を言いにくかったとの懸念が出されたことから、第1回協議後、地元住民が意見述べやすいよう、地元住民主体のスマールミーティングを追加開催している。このように地元住民の意見を十分聞こう、という姿勢を持って調査を進めており、相手国政府の認識も確実に変わってきていると認識している。
- (37) (原科委員長)
- ・ 第二メコン架橋建設計画案件は、実施されているJICA調査のなかでもガイドライン適用に努めている案件だと理解している。
- (38) (事務局、中村グループ長)
- ・ 本研究会は現場でガイドラインを遵守していく方法を検討する場でもあることから、現場の実情を踏まえた意見を積極的に求めたい。ステークホルダー協議の実施が困難な国についての議論も行いたい。
- (39) (原科委員長)
- ・ ステークホルダーの意見を引き出すために、資料中の表-27のような代替案の評価の情報が活用できる。政治家、地域住民それぞれが表-27のような表を作成すれば、それぞれ異なる評価結果が作成されるはずであり、それをもとに議論を行うと良い。
 - ・ 資料の「Ⅱ.3.5 不確実性の高い項目の取り扱い」以降についても意見を求めたい。
- (40) (蠣崎委員)
- ・ 「Ⅱ.3.7 環境の経済評価」のc)に示されている式を厳密に定義する必要がある。左辺に示されているNPVは割引率を考慮して計算されるものであり、右辺の計算をどのように行うか明確にする必要がある。
 - ・ 環境コストについて、環境保全対策コストと外部コストを合わせたものと定義しているが、環境保全対策を実施すれば便益が生まれるはずである。その便益を環境コストに含めないとバランスを欠くことになる。
- (41) (長谷川委員)
- ・ 割引率や便益は重要な要素であるが、プロジェクトサイクルの中で完結しない影響や便益があることから、割引率を設定する際の期間や便益計算に難しい面がある。
- (42) (原科委員長)
- ・ 割引率やそれに関係する時間の概念は議論する必要があるだろう。
- (43) (松本委員)
- ・ 環境コストの検討をいつ、どのような目的で行うことを想定しているのか確認したい。

(44) (事務局、中村グループ長)

- ・ 本研究会では、M/P、F/S の代替案検討の際に使用している。従来は代替案検討の際に内部コストのみ検討されることが主であったが、今後はステークホルダーに選択肢を示す際の価値判断に環境面を取り入れるため、外部コストを重視したいと考えている。

(45) (長谷川委員)

- ・ 「ガイドラインには3箇所環境コスト」に係る記述があったと理解している。一つ目は、「1.1 理念」で環境費用と社会費用を開発費用に内部化することが持続可能な社会の実現に不可欠だと述べている。二つ目には、別紙1で相手国政府に求める要件として、代替案や緩和策の検討の際に、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価が必要としている。三つ目には、別紙4のD/D時のカテゴリ-A 案件の環境影響評価報告書に係る記述で、代替案検討の際には、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能であれば経済評価を付すこととしている。
- ・ 環境コストを含めた経済評価は、プロジェクトの計画策定段階により異なる。M/P段階では、コスト計算に関わる情報の全てが明確ではないことから、コスト計算は困難であり、定性的な検討になる。F/S レベルでは、対象プロジェクトのEIAも実施され、より環境コストの算定に関する情報が収集されることから、B/C、EIRR、NPVの検討が可能である。D/D時には、これらのより詳細に計算することになる。
- ・ 資料中の「II.3.8 環境コストと社会コスト」に様々な検討手法に関する記述があるが、CVM手法はステークホルダーの判断を求めるうえで有効な手法である。
- ・ 環境コストの検討には、いろいろと難しい面がある。実際に行う際には、資料中の「II.3.7 環境の経済評価」のd)に示されている留意点が参考となる。本項目を充実させていくと良い。

(46) (原科委員長)

- ・ 総合評価は、パフォーマンスに対する評価。このためには人々の価値空間上での評価か、貨幣換算した経済的評価のどちらかで行うことになるだろう。評価方法は計画の熟度に応じたものとなる。
- ・ CVM手法は環境コストを検討するうえで代表的な手法と言える。

(47) (高梨委員)

- ・ これまでの議論を整理すると、F/S段階ではEIRRを考慮した環境コストの検討を今後積極的に行うべき、ということになるのか。

(48) (長谷川委員)

- ・ 私の実務経験からいっても環境コストの検討は確かに困難な面があるが、ガイドラインの主旨に沿えば難しいから行わないという姿勢ではなく、出来るところから行っていく、という姿勢が良いと思う。F/S段階以降では環境コストの検討が十分可能と考える。

- ・ 環境コストの検討については、WB、FAO といった国際機関も実施を求めている。また、インドネシアのように途上国でも環境コストの検討を求めている国もできている。環境経済評価により、これまでばらばらであった環境面、経済面の検討結果を統一して比較検討することが可能となることから、その実施を試みるべきと考える。
- (49) (高梨委員)
- ・ 環境コストの検討により、環境社会配慮団員のみでなく経済分野の団員も作業が増えるだろう。
 - ・ 「Ⅱ.3.6 ゼロオプションの検討方法」についてコメントする。資料中にはゼロオプションは全く何もしない状態ではない、との記載があるが、ゼロオプションとはプロジェクトを実施しない状態、ウィズアウトプロジェクトの事を指すのではないか。
- (50) (事務局、中村)
- ・ 本事項については議論していただきたいが、ゼロオプションは完全に何もしない状態だけではなく、現状に何らかの問題意識を持って対象プロジェクト実施以外の何らかの活動を行う選択が含まれると考えている。このような選択肢をオプションの一つとしてステークホルダーに提示することを考えている。
- (51) (原科委員長)
- ・ ゼロオプションは全く何もしない状態を指し、そのような状態も議論した方が良い。地域の人々が現状に全く問題を感じていなければ何もしない状態も一つの選択肢となる。
- (52) (長谷川委員)
- ・ 私も資料のゼロオプションの説明がよく理解できなかったので確認したい。
- (53) (事務局、岩井氏)
- ・ 第二メコン架橋建設計画案件を例にとれば、対象地域の交通問題を解消するために、橋の建設案だけではなくフェリー輸送の増強案を提示している。このような案をゼロオプションと考えている。
- (54) (原科委員長)
- ・ それは一つの代替案ではないか。ゼロオプションは全く何もしないバックグラウンドの状態として整理すべきである。
- (55) (橋本委員)
- ・ ゼロオプションは、何もしないで現在の状況が当分続く状態、ドレントデベロップメントの状態が一つであろう。これに、何か現状の問題を改善する活動を行う案もゼロオプションに含むというのは積極的な考え方ではないか。第二メコン架橋建設計画であれば、交通量が増えれば、実際にはフェリー輸送が増強されるこ

とになるだろう。また、過去に従事したダム案件では、ダム建設を行わない場合、ため池を建設する案を検討したが、これもゼロオプションの一つと考える。

(56) (原科委員長)

- ・ やはりそれらは代替案に含まれるものとする。ゼロオプションは全く何もしない状態と定義すべきである。
- ・ 予定した時間も過ぎているので、休憩をはさんで「3.4 ステークホルダー協議のあり方」以降を議論したいと思う。

2.2 「ステークホルダー協議のあり方」に関わる検討及び意見交換

「ステークホルダー協議のあり方」について、事務局より資料内容を説明し意見交換を行った。その内容は以下とおり。

(1) (橋本委員)

- ・ ステークホルダー協議は相手国が主体となって実施すべきものであるが、国によっては積極的でない場合が考えられる。そのような場合、調査団と相手国の橋渡しをしてくれるモデレーターやファシリテーターの存在が重要となる。このようなファシリテーターやモデレーターを雇用する予算も考える必要がある。

(2) (事務局、岩井氏)

- ・ 携わった実務の経験からいえば、相手国の上位政策者や JICA と協力してモデレーターを登用し、スムーズな協議を実現できた。

(3) (事務局、中村グループ長)

- ・ 橋本委員の意見は、調査団としてファシリテーターやモデレーターの配置を考えるべき、ということか。

(4) (橋本委員)

- ・ その必要がある場合があると思う。配置するのはローカル要員になると思う。

(5) (今井委員)

- ・ 事前調査段階でステークホルダー協議の実施について十分な意見交換を行い、準備をすすめる必要がある。人員配置についてもこの時に検討することになる。

(6) (橋本委員)

- ・ 事前調査時に検討を行うことには原則的に同意するが、調査期間が短期間であり、十分な検討ができるか不安が残る。

(7) (今井委員)

- ・ 確かに十分な議論は行えないかもしれないが、事前調査段階での検討は絶対に必要である。事前調査段階で最大限の努力を行うことが重要であり、これをおろそかにすると本格調査段階で混乱がおきる可能性がある。

(8) (事務局、中村グループ長)

- ・ ステークホルダー協議に関する事項は、事前調査時に扱うべき重要なテーマの一つと考える。ただ、事前調査時には相手国が調査に対する具体的なイメージを持っていない可能性もあるので、不足の部分は本格調査段階で補足していくものとする。
- (9) (蠣崎委員)
- ・ 資料の「3.4(2) 協議のテーマ、内容」は住民に対する公聴会も想定しているのか。
- (10) (事務局、中村グループ長)
- ・ そうである。
- (11) (蠣崎委員)
- ・ 最も難しいのは、地域住民にプロジェクトを理解してもらうための協議である。そこで一般の住民に最初の協議で JICA ガイドラインの内容を説明すると、住民が混乱するのではないか。特に、既に相手国の制度によって EIA が実施されている場合、EIA 制度とガイドラインの混乱が生じる可能性がある。
- (12) (事務局、岩井氏)
- ・ 確かに EIA 制度を有する途上国は多くなっているが、M/P 段階で EIA を実施している国は少ない。また EIA 制度が不完全であり、JICA ガイドラインの主旨と大きく乖離している場合もあるので、ガイドラインの説明は必要と考える。
 - ・ 実務上の経験からいえば、最初の協議で住民が最も興味を示すのは、自分達の生活とプロジェクトとの接点である。住民の興味に応じて話題を提供していく必要がある。
 - ・ もう一つ、実務上の経験から、表-35 に示された第二メコン架橋建設計画では環境社会配慮の検討結果について JICA 調査団が説明しているが、これも相手国に実施してもらうのが良いと考える。
- (13) (今井委員)
- ・ 相手国の EIA 制度にステークホルダー協議の実施が定められている場合、JICA の実施するステークホルダー協議と相手国 EIA のもとで実施する協議とのタイミングについても考慮する必要がある。JICA 調査によるステークホルダー協議が先行する場合は、ガイドラインの説明が必要であろう。両者が同時に行われる場合は、事前調査で十分な調整を行っておく必要がある。
- (14) (松本委員)
- ・ ステークホルダー協議実施に関わる通知を協議実施のどれくらい前に行うか、国毎に事情は異なると思うが目安を設定した方が良いと考える。第二メコン架橋建設計画の際、NGO サイドは5月24日の協議実施の通知を5月18日に受け取ったが、これはショートノーティスであると考えられる。実際にいろいろと準備を行っていると通知の期間が後送りになってしまうのは分かるが、1週間から10日程度では、通知の期間としては短いと考える。

- ・ 第二メコン架橋建設計画では、第1回協議の後、地域住民からの意見を聞く場として追加のミーティングを行っているが、このようなフレキシビリティのある対応を行っていくことが非常に重要であり、意味あるステークホルダー協議の実施につながると考える。
 - ・ 一方で、追加ミーティングの議事録をみると、橋を必要と思うかどうか、といった質問はあるが、橋の建設によってどのような影響があるかといった内容に関わる議論はみられないことが課題と考える。最初の協議では、地域住民のプロジェクトに対する不安や問題点を可能な限り聞こう、というスコーピング重視の姿勢が重要と考える。
 - ・ 資料の「II.4.3 相手国の負担事項」で、参加者の日当や宿泊費といった費用はどうするのか確認したい。そのような費用を相手国側に負担させることによって、費用を削減するために参加者の人数を少なくしたり、日程を短くするといった事がおこらないようにする必要がある。
- (15) (原科委員長)
- ・ 第二メコン架橋建設計画調査の第1回協議には何名が出席したのか。
- (16) (JICA 東南アジア第三チーム、小泉氏)
- ・ 第1回協議には158名が出席した。
 - ・ 松本委員の言われるとおり、第1回協議の通知が遅くなったのは今後の課題としてとらえているが、実際には、より早い段階から重要な関係者やNGOとステークホルダー協議を5月に開催するという事で事前協議を行っているので、ショートノーティスではなかったと考えている。
 - ・ 協議参加に関わる費用面での制約はなかったと考える。第二メコン架橋建設計画調査の第1回協議ではプロジェクト実施地域のネアックルンから協議開催地のプノンペンまでの交通手段として車を手配した。また、別案件でもJICAが協議参加者のためにマイクロバスを用意した事例もあり、可能な限りサポートを行うよう努めている。
- (17) (松本委員)
- ・ JICAの姿勢は理解しているが、追加ミーティングの議事録とみると、橋を建設した場合の影響についての議論がないことは課題として挙げておきたい。
- (18) (原科委員長)
- ・ 追加ミーティング時のモデレーターは誰が行ったのか。
- (19) (JICA 東南アジア第三チーム、小泉氏)
- ・ 当初、NGOから1名、公共事業省から1名を想定していたが、議論が誘導される懸念が双方から挙がったことから、実際には地域住民からモデレーターを選びグループ討論を行った。選ばれた住民のモデレーターとしての技術が低い場合の懸念はあったが、概ね活発な議論が行われたと考えている。モデレーターの選定方法

については議論していただければ、と考えている。

(20) (今井委員)

- ・ 資料の「Ⅱ.4.2 協議のテーマ、内容」で、事前に協議のテーマを決定しておくこと、と記述されているが、目的が明確であれば柔軟な対応も可能と考える。
- ・ 1回目の協議は環境社会配慮調査の内容の確定、2回目の調査はプロジェクトの環境配慮施策の情報提供というように、3回の協議で、それぞれ目的が異なることに注意する必要がある。

(21) (原科委員長)

- ・ 今井委員の意見はプランニングプロセスに応じたステークホルダー協議の必要性について述べられたものと理解する。その意味では、資料中の第1回、第2回という表記を第1段階、第2段階に変更すると良い。

(22) (橋本委員)

- ・ SEAの取組みの際に重要となるのは情報公開とパブリックコンサルテーションだが、ステークホルダー協議はそれらを実現するためのツールである。これを踏まえると、ステークホルダー協議では、環境へのインパクトだけでなく、プロジェクトの内容に関わる議論を行うことが重要となる。従って、資料では「計画を議論する」ということが必要であることが分かるような記述をしてもらいたい。
- ・ M/P案件の第1回協議時は、調査もまだ進んでいない段階であり、議論の焦点が絞られていない。環境に関するベースライン調査が終了したぐらいの時点で、第1回協議を行うと良い。

(23) (事務局、岩井氏)

- ・ 計画そのものの議論が必要であることに同意する。資料にその旨、明記したい。
- ・ 第1回協議では、プロジェクトのアイデアや代替シナリオのような内容が議論のテーマとなるだろう。初期環境調査(IEE)は、プロジェクトの内容が明確になった後で検討されることになるので、その検討結果は第2回協議のテーマとなる。

(24) (原科委員長)

- ・ ステークホルダー協議で計画の議論が必要であることに同意する。計画の議論は、これまでのアセスメントで弱かった部分であり、今後、強化が望まれる内容である。

(25) (事務局、岩井氏)

- ・ ステークホルダー協議の際のJICAの負担可能な内容を確認したい。私の従事した案件では、JICAは資料作成費のみ負担し、交通費の負担は行えない、ということであったが、統一の見解があればお聞きしたい。

(26) (事務局、中村グループ長)

- ・ JICAの負担事項については、毎回議論になっている。基本的には相手国政府に100%

費用を負担してもらいたいが、実質的には困難であり、JICAの支援が必要となる。どの項目を負担する、と明確にはいえないが、方針として、「先方のオーナーシップを奪わないこと」、「同時に先方のオーナーシップに頼りすぎないこと」を念頭に置いて検討している。具体的な内容は事前調査のなかでの議論で枠組みをつくり、フレキシブルに対応していくことになるだろう。

(27) (原科委員長)

- ・ ステークホルダー協議への支援は、相手国政府の民主的プロセスの推進のための支援であるから、税金の使い道として国民から理解を得やすいだろう。相手国のオーナーシップへの配慮が必要だが、費用負担の可能性を検討すると良いと思う。

(28) (今井委員)

- ・ 相手国のEIAシステムとの整合性についても考慮する必要がある。将来的に相手国のEIA制度でステークホルダー協議を実施する場合や、既にステークホルダー協議が終了している場合、ガイドラインの枠組みでのステークホルダー協議の実施は、二度手間な面があり、相手国に実施を依頼するのが難しいのではないか。例えば相手国のEIA制度で2回のステークホルダー協議が必要ということであれば、2回の協議は相手国EIA制度のなかで実施し、1回分をガイドラインの枠組みで実施する方法もあると思う。実際には相手国の制度によりいろいろなバリエーションがあり、フレキシブルな対応が必要となる。

(29) (村山委員)

- ・ 代替案検討についてどのステークホルダー協議の段階で議論するのか明確にしたい。F/Sであれば、第1回協議から議論することになるだろう。M/Pでは、第1回協議で具体的な代替案の提示が難しければ、検討方針だけでも議論の場に提示すべきと考える。日本で私の携わった事例の経験から言えば、環境影響のスコoping段階で代替案の内容が明確でないと議論が難しい面があった。
- ・ 資料の「II.4.1 ステークホルダーの範囲」の現地ステークホルダーの記述は、もう少し範囲を広げると良い。

(30) (原科委員長)

- ・ 環境影響のスコoping段階で代替案の内容が明らかでないと議論ができないというのは確かである。資料にその旨、記載してもらいたい。
- ・ 終了時間も近いので、「3.5 相手国の意思決定プロセス」について資料の内容を説明してもらい、ステークホルダー協議の内容と合わせて意見交換を行いたい。

2.3 「相手国の意思決定プロセス」に関わる検討及び意見交換

「相手国の意思決定プロセス」について、事務局より資料内容を説明し意見交換を行った。その内容は以下とおり。

(1) (日本テクノ、新島氏)

- ・ 無償案件に携わっている経験から言えば、計画が実施される無償資金協力段階に

入ってからの環境社会配慮について、ガイドラインの内容が弱いと感じる。計画策定段階で十分な議論を行っていても、地域住民は工事が始まって初めて影響を理解する、といったケースが少なくない。計画が実施段階に入っても何らかのフォローアップが必要である。

(2) (原科委員長)

- ・ 無償資金協力での環境社会配慮が重要であることに同意する。JICA としてコメントがあればお願いしたい。

(3) (事務局、中村グループ長)

- ・ 地域住民は実際に工事が始まってから影響を理解する、というのは確かである。無償資金協力については、予備調査で環境社会面の検討を十分に行い、無償資金協力の実施に適さないと判断すれば、F/S 段階に戻って実施することとしており、各事例に応じて検討していくことになると思う。また、基本設計(B/D)までは JICA が担当するが、通常では詳細設計(D/D)以降は本体事業となり外務省の担当となるので、そのステージでは現在作成されている暫定版の外務省無償資金協力審査ガイドラインなども踏まえてフォローアップを行っていくことになると思う。

(4) (原科委員長)

- ・ 暫定版の外務省無償資金協力ガイドラインについては内容を確認したい。

(5) (今井委員)

- ・ 資料中の「II.5.2 JICA が取り扱う範囲」の解説 2)は、相手国に開発調査実施後の確実な環境社会配慮の実施を求め、それを S/W に記載する必要性について述べている。これは非常に重要な事であり、相手国の意思決定プロセスの最初の方に記載すべき項目ではないかと考える。

(6) (松本委員)

- ・ 相手国の状況によっては、情報源の保護に気を配る必要がある。ミャンマーで行われた ILO のミッションで、調査チームに軍の護衛をつけず、調査チーム単独で情報提供者にアクセスし、情報提供者を匿名扱いとした例がある。相手国のセンシティブティにもよるが、このような情報源の保護について開発調査でも考慮する必要がある場合があると思う。

(7) (今井委員)

- ・ 松本委員の指摘は重要な項目だが、JICA 調査団がそのような調査を行うための最適なグループであるかについては疑問が残る。インドネシアのダム案件で、地元の大学の先生がモスクで地域住民に聞き取りを行った結果、移転に対して地元住民が賛成の意思を示しているという公式情報とは異なった情報を得た例がある。このようにローカルリソースを活用するのも情報を引き出す一つの方法である。

(8) (松本委員)

- ・ 今井委員の言われるとおりだが、情報源保護の必要性が高い国では、情報収集に

あたる地元の大学の先生についても名前を隠す必要がある場合もある。

(9) (原科委員長)

- ・ 議論にあるように相手国によって状況は様々だろうが、重要なのは地域住民に情報を提供できる場を確保することである。

(10) (高梨委員)

- ・ ステアリング・コミッティに NGO がメンバーとして加わった事例があるか確認したい。また、そのような事例がある場合、何か困難な面があったかについても確認したい。
- ・ JICA 案件の場合、WB 等と比較して、調査実施後の事業の実現に対するコミットメントが弱い。調査時にステークホルダー協議など環境社会配慮に係るコスト負担を求めて、その後、事業が実現しない例が増えると、相手国が JICA 案件を望まなくなる懸念がある。

(11) (事務局、中村グループ長)

- ・ ステアリング・コミッティへの NGO の参加事例は確認していない。
- ・ 事業のフォローアップについては JICA としても行っていくが、これは本研究会とはまた別の場での議論となると考える。

(12) (松本委員)

- ・ どのドナーが担当しても実施した方が良い案件は実現される。取り扱う案件が少なくなっても良い案件を手がける、といった考え方で技術協力を行って欲しい。

(13) (国際航業、肥後氏)

- ・ 私の従事した案件でドラフトファイナルレポート作成時のステアリング・コミッティに NGO が参加した事例があるので紹介したい。その NGO はコンポストによるごみ減量化に携わっており、開発調査の内容でコンポストを取り扱っていたことから、ステアリング・コミッティに参加を求めた。オブザーバーであったかどうか定かではない。NGO の参加により議論の雰囲気が変わり興味深い経験であった。

(14) (今井委員)

- ・ 相手国とのやりとりのなかで重要な事項については、S/W にしっかりと記載することが重要であろう。また、途中のプロセスで作成するミニッツにも必要な事項は随時記載し確認していくことが望ましいと考える。

【次回研究会について】

次回研究会の開催日時(案)は9月2日 14:00～17:00とする。開催場所は決まり次第、事務局より連絡する。

注：その後の調整により、次回研究会は9月2日 10:00～13:00、JICA 国際協力総合研修所（市ヶ谷）国際会議場で開催することに決定。

以 上

資料 2-5 第5回研究会議事録

【日時】：平成16年9月2日(水)

【場所】：JICA 国際協力総合研修所（国際会議場）

【出席者】：別紙

【議事】

1. 第4回研究会の成果の確認（事務局）
2. 第1回から第4回研究会までの全体協議
3. 研究会開始時に実施したアンケート回答に関する協議

【検討及び意見交換の内容】

1. 第4回研究会の成果の確認について

第5回研究会は、第4回研究会までの成果の確認と下記の検討を行うことを事務局から説明した。

- (1) 第4回研究会で得られたコメント及び修正箇所について説明した後、第1回～第5回までを包括した全体検討を行う。
- (2) 資料全体の議論の後、本研究会開始時に実施したアンケート結果を踏まえた総括検討を行う（別紙アンケート結果参照）。

2. 全体検討及び意見交換

(1) （原科委員長）

- ・ 資料全体の意見交換を行うので意見を出して頂きたい。

(2) （山田委員）

- ・ 前回の研究会を欠席したため一点確認したい。プロジェクトの経済便益計算を行う際、特に健康被害に関する便益／コストは地域の所得差によって異なり、所得が高い場合に高い便益がでることがある。この場合、低所得地域のプロジェクトの優先順位評価が下がってしまう恐れがでてくる。過去、世界銀行のロサンゼルスとメキシコにおける大気汚染プロジェクトの例があった。この点について聞きたい。

(3) （事務局、岩井氏）

- ・ 健康被害など絶対的損失に関するような便益は、地域によって価値が一定ではないために貨幣換算は難しい。

(4) （原科委員長）

- ・ 健康被害のような場合、国や地域、時代など時期が違えば単純な比較はできないと思われる。この点を考慮して評価をする必要がある。

(5) （JICA 企画・評価部：富本次長）

- ・ 事業実施側は通常、便益は積上げ、コストは抑制する傾向がある。今後、環境社会コストを評価に入れることが重要視されるようになるため、貧困層や影響を受け

る住民の視点からのコストや便益の重み付け、物事を長期間に捉えての評価などについて、事例の蓄積を図る必要がある。

(6) (原科委員長)

- ・ 国が違えば比較ができない便益もあるので、代替案の比較検討に際しては注意する必要がある。

(7) (オブザーバー、JBIC 武藤氏)

- ・ 補償問題の、P 72 (2)に「世銀の OP. 30 等、国際的ガイドラインに則った補償」とあり、P 48 (4)に「相手国の実情に沿う」という表現がある。JICA としてはどちらの立場を採る事になるのか。

(8) (事務局、中村グループ長)

- ・ 相手国の実情を尊重しつつ、国際的な立場から評価するという二面性がある。補償は基本的に相手国が実施することなので、日本は妥当性の検証と確認をしながら支援するという立場である。

(9) (JICA 企画・評価部：富本次長)

- ・ 過去の Best Practice はあると思われるが、一律に適用できる訳ではない。JBIC や WB は借款という視点からの判断をすることになるが、JICA は技術協力・支援という面を持っているため、相手国が国際的基準に近づくための自助努力を支援するという事もありうる。

(10) (山田委員)

- ・ p67 (4)で、プロジェクト運用年数を超えて将来発生する費用及び便益を算定する場合、「低い割引率を採用する」とあるが、次の2点の問題がある。(i) 割引率をどこまで低くするのか客観的な判断基準がなく (ii) プロジェクトの運用終了後の期間の便益やコストを評価に含めるのが必要であるわけで、これでは、プロジェクトの運用期間以降の便益とコストが、が計算に入らない。したがって、提案するとすれば、割引率については経済評価に用いるものと同じものを使うが、プロジェクトの運用期間終了後も便益とコストが発生するのであれば、そこまでも含めて計算すれば良い。

(11) (長谷川委員)

- ・ 環境コストをしっかりと計算することは非常に重要なことであるが、割引率の設定によってその評価が変わることがあるので、割引率の設定は慎重に行う必要がある。低い割引率を採用することの是非に関しては、一般的な結論は出ていないと認識している。環境コストは従来通り計算し、割引率の基準年をプロジェクト開始時、30年後、60年後等と将来世代毎に複数設定するなどの工夫が必要であると思う。

(12) (蠣崎委員)

- ・ Project Life 以降の評価はあまり意味がないため、期間を20年、30年と限定し

て評価するとよいのではないか。例えば、10%の割引率は、20年後には実質ゼロに近くなってしまい、あまり意味がなくなってしまう。

(13) (JICA 企画・評価部：富本次長)

- ・ プロジェクト運用に関わるコスト計算は、回収の可能性を検討する上で重要である。例えば、50年後のダム修復のように、コスト計算を長期で捉える必要がある。「割引率の計算において、基準年を複数設定する」という長谷川委員の意見は妥当と考える。

(14) (田中委員)

- ・ P87の意思決定プロセスへの関与は非常に重要である。各国カウンターパートは、新しいフォーマットで要請書を作成し始めている。案件発掘段階においては、要請書の記載内容をどこまで審査できるかによって、後の方向性が大きく変わってくる。表中の案件発掘段階に「プロジェクトの上位計画との整合性の確認」とあるが、例えば、上位計画とM/P、F/Sの関係や整合性等、もう少し詳しい記載が欲しい。

(15) (事務局、岩井氏)

- ・ 別途協議して対応したい。

(16) (ECFA、高梨委員)

- ・ p86, 5.1 (3)に「環境社会配慮に関わる検討が十分になされていない案件は採択されない」とあるが、要請段階で案件の内容がよく分からない状況において、「検討不十分」と判断するのは難しいのではないか。
- ・ F/SであればM/Pが終了していることが条件になるだろうが、上位計画との整合性はどの程度必要か。

(17) (田中委員)

- ・ M/PはF/Sよりも採択され易いと考えられる。大規模インフラプロジェクトなどのカテゴリA案件は、上位計画との整合性が不可欠である。

(18) (事務局、中村グループ長)

- ・ JICAの場合、資金協力の要請とは異なるので、p86は、環境社会配慮が不十分ということではなく、「環境社会配慮への支援をする状況(条件)が整っていないような場合」というような表現に変えたい。だが、環境社会配慮を適切に実施するための前提条件が整っていない場合には採択されるのは難しくなるであろう。

(19) (松本委員)

- ・ 世銀の報告によれば、案件の内容と採択/不採択の間には相関がないという結果が出ており、背後には承認の文化とでも言うべきものがあるものと考えられる。必ずしも相関がないとすれば、情報量や可能性のある環境影響に対応する当事者意識があるかどうか等、案件審査を厳しくしても形成される案件が偏ることはないのではないか。

- ・ p86 (3) で不採択案件の増加を問題視しているが、不採択となるべき案件が採択されることが問題だと考える。環境社会配慮審査室が JICA と一線を隔し、第三者的な視点から審査することが大切である。
- (20) (JICA 企画・評価部：富本次長)
- ・ JICA は、要請案件の背景と条件についてしっかりと把握し、そのような情報に基づいて案件採択に関する判断を慎重に行うことが重要であると考えている。F/S 要請であっても、必要と判断すれば M/P を提案することもありうる。
- (21) (JICA 宮地氏)
- ・ JICA は融資機関と異なり、技術支援を行うという立場である。M/P と F/S では多くの違いがあるが、案件要請書はガイドラインに則って作成してもらい、それをベースとして案件の妥当性を判断するものである。F/S の実施条件が整っていないと判断すれば必要な条件を付けることもあり得る。
- (22) (松本委員)
- ・ p75 (3)、「間接影響を受ける対象者 (Indirectly Affected Stakeholder)」の表現はおかしい。国際ドナーや学術研究者は、プロジェクトの関係者ではあるが影響は受けないのではないか。
 - ・ p78 表、事前調査段階に「要請内容の確認」と「カテゴリ分類変更の必要性の検討」を加えてはどうか。第 3 回段階において環境管理計画や住民移転行動計画等を策定するとすれば、第 2 段階の協議内容にそのプロセスを入れた方がよい。
 - ・ ガイドラインを無償案件に適用するのは、いろんな困難が伴うものと考えられる。その点、無償の方向性は今後どのようなようになるのか。
 - ・ 今回の基礎研究結果を今後どのように活用して行くのか。例えば、ハンドブックにするとか世銀のようなソースブックとしてとりまとめ、定期的に改訂して行くこと等が考えられる。
- (23) (事務局、中村グループ長)
- ・ 無償案件についても代替案やステークホルダー協議等、関連する課題は多いので、本基礎研究の成果は有効だと考える。しかし、無償の実情に合った形にした方がわかり易い面もあると思われるので、その点は無償の担当部署と協議したい。
 - ・ 本研究会を開催した結果、ガイドラインを実務という視点からより深く理解することができ、使い勝手もよくなったと思う。今後は本研究成果を実務資料として活用し、運用していく中でまたあらたな課題が出てきた場合は、同じような研究会により検討することもあり得る。本資料は、JICA 職員のみならず、多くの方に利用頂けるようホームページに公開する予定である。
- (24) (蠣崎委員)
- ・ p36-37 の表の中に空欄があるが、JICA/JBIC が配慮を行っていないような印象を与える。備考を入れて説明を加えるべきである。

- ・ ゼロオプションはプロジェクトを実施しない案と言い換えたと理解しているが、p91-92 にゼロオプションという表現が残っているので修正されたい。
- (25) (今井委員)
- ・ p78、表の第3段階に記載の環境管理計画や住民移転行動計画は、p86、5.1(4)の記載と整合性を取る必要がある。特に住民移転計画は、詳細設計(D/D)段階にならないと移転対象住民が特定できないため、本格調査後、どのように実施して行くかの議論が必要と考える。
 - ・ p72(ii) 環境基準の遵守に必要な費用と記載することには無理があるのではないか。環境基準は国としての目標値であり、それを満たすためには、プロジェクト以外の要素も考慮する必要が出てくる。したがって、1つのプロジェクトの責任範囲とするのは不適切だと考えられる。むしろ排水基準などとすべきである。
- (26) (JICA 宮地氏)
- ・ 環境コストについては、誰が払わなければならないコストなのかを考慮する必要がある。
- (27) (松本委員)
- ・ 住民移転計画に関し、詳細設計段階にならないと移転対象住民が特定できず、移転計画の策定が困難との意見は分かるが、それが言い訳となって住民移転計画の策定や実施がなされない恐れがある。
 - ・ 住民移転を伴う場合、計画段階、基本設計(B/D)や詳細設計(D/D)等の段階別に、何時までに何を行うかを明確にする必要がある。住民移転に関しては、もう少し詳細な記載を願いたい。
- (28) (今井委員)
- ・ 詳細設計(D/D)段階において住民移転計画の詳細を決定するとすれば、F/Sではどこまで詰めるのかを明確にする必要がある。また、相手国側のルールで十分であるかも検討する必要がある。これについてはスタンダードを作る必要があるが、これは今後の検討課題かもしれない。
- (29) (松本委員)
- ・ 住民移転計画の詳細はD/D段階にならないと具体的にないのは理解するが、D/D段階で始めてプロジェクト反対住民の存在が分かったり、D/Dの結果によってプロジェクト反対に転向する住民がいた場合でもプロジェクトを実施しない案へ立ち戻ることが困難になる恐れがある。このような状況はプロジェクトのFeasibilityに影響することになるが、これらの現実とのGapを回避するためにJICAはどのような対策を講じるのか。
- (30) (JICA 企画・評価部：富本次長)
- ・ 具体的な問題が発現した場合には、早い時期から対応して行くことになる。また、補償や移転についてはカンボジアの無償案件などを参考にしつつ、開発調査で何ができるか、何をすべきかを今後明確にしていく必要がある。

- ・ 相手国の適切な実施が困難と考えられる場合には、JICA の協力事業を通じた能力開発への支援という側面を p80/86 に強調して記載してはどうか。
 - ・ NGO や研究者等、中立の立場の人が住民の意見を収集し、早い段階から住民移転に対する意見を集約することも対策として考えられる。
- (31) (JICA 宮地氏)
- ・ 感度分析が必要となるかもしれない。
- (32) (原科委員長)
- ・ 調査に現地の専門家(NGO や大学の研究者)を入れる等の工夫も必要だろう。
- (33) (ECFA、高梨委員)
- ・ 文言で書かれていても、実際の調査では相手国の制約も有って困難な場面に遭遇することが多いと思われる。今後とも引き続き、この研究会の様な経験蓄積と共有化の場を作ってもらいたい。
- (34) (長谷川委員)
- ・ 分野別に作成された「旧ガイドライン」も活用し、風化させないようにしてもらいたい。p38、p39 のように適当と考えられる部分を引用、抜粋するとよい。また、ページiii)のフロー図にも何らかの記載するのも一案である。
- (35) (山田委員)
- ・ p67 (5) に (vi) として「便益のダブルカウントに留意する」を追加すべきである。
- (36) (蠣崎委員)
- ・ p67、68、70、コスト及び費用、便益の概念を整理する必要がある。p67, 3.7 (1) は、内部コスト及び外部コストの中に便益を入れるのは不適切である。
- (37) (長谷川委員)
- ・ 当初は代替案比較の手段としての環境コストであったために、今の表現となったものである。環境コストと便益を経済評価として内部化するならば、3.7「環境コストの定義」(p67) というタイトルは不適切であり、「環境の経済価値」とすべきである。
- (38) (事務局、中村グループ長)
- ・ 表現を再考する。
- (39) (オブザーバー、JBIC 武藤氏)
- ・ p89 (1) において「St/C は本格調査段階での意思決定機関である」、と記載されている。St/C は調査団に対する意思決定機関であり、基本的には相手国の立場を反映した意思決定は行わないという理解でよいか。
- (40) (原科委員長)
- ・ 原則的にはそのような理解となるが、実際には、環境配慮に関する決定事項が確実に実施に繋がる必要があるため、単なる調査団対応の意思決定機関という位置

付けではない。

(41) (事務局、中村グループ長)

- St/C の機能としては、調査団に対する助言や意思決定だけでは弱いと考える。表現は再考の余地があると思うが、環境配慮実施の担保となる重要な部分である。

(42) (山田委員)

- St/C は開発調査プロジェクトに関する相手国の政策を意思決定すべき存在であるが、案件によってケースバイケースである。

(43) (今井委員)

- 開発調査の結果は相手国の施策にフィードバックされなければならないので、それを担保するメカニズムとしての St/C である。その意味で、閣議決定的なものではない。したがって、St/C は一定の権限を有し、調査が終了し St/C が解散となっても結果は確実にフィードバックされるという体制を整えることが重要である。

(44) (原科委員長)

- ミティゲーションは補償と誤解されやすいので、確認しておきたい。ミティゲーションには、(i) 回避、(ii) 軽減、(iii) 補償という段階があり、回避が最も重要である。悪影響に対する回避及び軽減がどうしてもできない場合に、初めて補償を考えるという意味である。
- 今回の研究会成果の活用に関し、今後の予定を聞かせて頂きたい。

(45) (事務局、中村グループ長)

- 実務面でさらに検討を要する事項があれば、別途このような検討会を考える。コンサルタント業界とは ECFA などを通じて機会を持ちたいと考えている。
- JICA 職員向けの周知については、環境社会配慮審査室と協力して説明を行う。
- コメントを受けて修正した案を各委員へ送付して最終確認を行いたい。研究会として再度集まることはしない。最終報告書は、9 月末～10 月上旬を目処にしている。英語版作成については、JICA 内部で検討する。

(46) (蠣崎委員)

- SEA では初期段階においてプロジェクトを決めることを想定しているため、発掘段階からステークホルダー協議が必要となるのではないか。その後の協議では事後承認となってしまう。

(47) (事務局、中村グループ長)

- 事前調査の前からのステークホルダー協議を開催しても限界がある。フロー図の JICA-5 の通り、必要に応じてステークホルダー協議を開催することもあり得る。

(48) (今井委員)

- ガイドラインでは、「SEA の考え方を適用」となっているが、研究会では「SEA の適用」という議論になっているので、少々乖離がある。この辺は誤解を招かない

よう整理すべきである。

(49) (原科委員長)

- ・ SEA を適用できる場合には適用するべきであると理解している。「考え方だけ適用」というのは曖昧で意味がよくわからない。

3. 研究会開始時に実施したアンケート回答に関する協議

研究会開始時に実施したアンケートに対する回答の中から、重要な論点に繋がると考えられる回答を 10 個抽出し、それらの論点に関してこれまでの研究成果を紹介し、今後されに必要になると考えられる課題を事務局が紹介した（資料別紙参照）。この説明をベースに、以下、簡単に協議した。

(1) (松本委員)

- ・ アンケートに対する回答を改めて読むと、ガイドラインの本来の目的に対する理解が薄いように感じる。ガイドラインの本来の意義／目的を周知徹底することが重要であり、本研究成果がガイドライン運用のための単なる実施要綱（How to）にならないようお願いしたい。

(2) (JICA 企画・評価部：富本次長)

- ・ アンケートの回答は、ガイドラインを運用しようという視点から出てきた率直な疑問の表れだと理解している。

(3) (原科委員長)

- ・ 何故ガイドラインを作って環境社会配慮の充実を図ろうとしているのか、趣旨をよく理解して形だけの運用とならないようにすることが重要である。

(4) (長谷川委員)

- ・ アンケートの答えの中に、「定義と方針のみを明確に打ち出して、活用方法は規定しないというのが現場では最も有効だ」との意見があったが、どう考えるか。

(5) (事務局、中村グループ長)

- ・ 研究会の成果はガイドラインを実際の TOR に反映させる実務に対するサポート的資料になると考えている。活用方法を規定している訳ではない。

(6) (JICA, 社会開発部、岡崎部長)

- ・ ガイドライン並びに本研究会の成果は、JICA 職員へ浸透させて行く所存である。
- ・ 今後の検討課題については、セクター別に知見を集約させ、事例を蓄積行くことが重要である。
- ・ 本研究会の成果がガイドラインの運用の単なる実施要綱となるのではなく、ガイドラインの本来の趣旨を周知徹底することが重要だと考えている。

以 上